

Ⅲ 法人課税

1. 成長と分配の好循環の実現

(1) 特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例（オープンイノベーション促進税制）の見直し

令和5年改正大綱

特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例について、次の措置を講ずる。

① 対象となる特定株式に、発行法人以外の者から購入により取得した特別新事業開拓事業者の株式でその取得により総株主の議決権の過半数を有することとなるものを加える。

(注1) 上記の特定株式に係る対象となる取得価額の上限は、200億円とする。

(注2) 上記の特定株式の要件は、次のとおり現行要件を見直した要件とするほか、現行の特定株式の要件と同様とする。

イ 特定株式の保有見込期間要件における保有見込期間の下限及び特定事業活動に係る証明の要件のうち特定事業活動を継続する期間は、5年とする。

ロ 取得価額要件は、5億円以上とする。

ハ 特別新事業開拓事業者を内国法人に限定する。

ニ 令和5年4月1日以後に特別新事業開拓事業者に出資をして本特例の適用を受けた後に取得するその特別新事業開拓事業者の株式は対象外とする。

(注3) 上記の特定株式に係る特別勘定の取崩し事由は、次のとおり現行の取崩し事由を見直した事由とするほか、現行の取崩し事由と同様とする。

イ 特定株式の取得から5年を経過した場合には、特別勘定の金額を取り崩して、益金算入する。ただし、その取得の日から5年以内に、いずれかの事業年度において、売上高が1.7倍かつ33億円以上となったこと等の要件に該当することとなった場合は、この限りでない。

ロ 対象法人を合併法人とする合併により特定株式に係る特別新事業開拓事業者が解散した場合には、特別勘定の金額を取り崩して、益金算入する。

ハ 対象法人が特定株式に係る特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の過半数を有しないこととなった場合には、特別勘定の金額を取り崩して、益金算入する。

ニ 上記イただし書の場合において、特定株式の取得の日から5年を経過した後に現行の取崩し事由（特定事業活動に係る継続証明がされなかったこととの事由及び特定株式を組合財産とする投資事業有限責任組合等の出資額割合の変更があったこととの事由を除く。）に該当することとなったときは、その事由に応じた特別勘定の金額を取り崩して、益金算入する。

ホ 上記イただし書の場合において、特定株式を組合財産とする投資事業有限責任組合等の出資額割合が減少したときは、その減少割合に応じた特別勘定の金額を取り崩して、益金算入する。

ヘ 上記イただし書の場合において、特定株式につき剰余金の配当を受けたときは、その受けた額の25%相当額の特別勘定の金額を取り崩して、益金算入する。

（注4）上記の特定株式については、特定事業活動に係る継続証明の要件に、対象法人による株式の取得の時に特別新事業開拓事業者が営んでいた事業を引き続き営んでいること等の要件を加える。

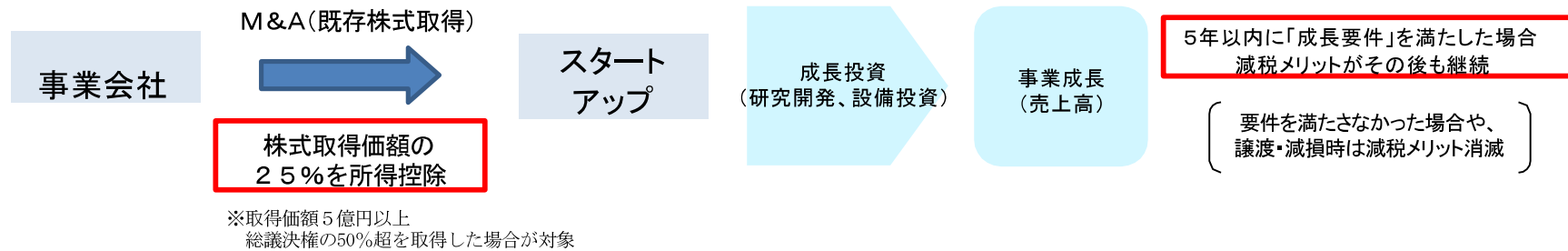
② 払込みにより取得した特定株式について、対象となる取得価額の上限を50億円（現行：100億円）に引き下げる。

③ 既にその総株主の議決権の過半数の株式を有している特別新事業開拓事業者に対する出資を対象から除外するとともに、既に本特例の適用を受けてその総株主の議決権の過半数に満たない株式を有している特別新事業開拓事業者に対する出資についてその対象を総株主の議決権の過半数を有することとなる場合に限定する。

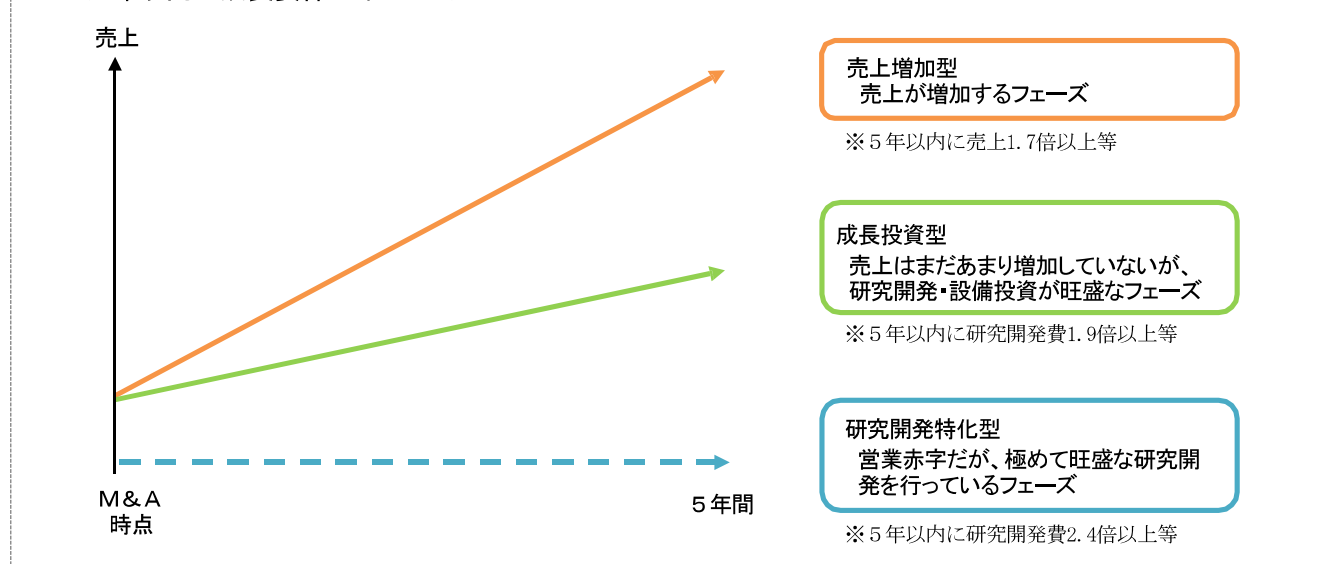
④ その他所要の措置を講ずる。

オープンイノベーション促進税制(案)

- スタートアップ企業の出口として、既存企業によるM&Aを後押しする必要。その際、M&A後に成長が鈍化する結果とならないよう、単なるM&Aではなく、スタートアップ企業の成長に真に資するM&Aを後押しすべき。
- 既存株式を取得した場合にも、オープンイノベーション促進税制の適用を可能とする。その際、M&Aから5年以内に「成長要件」を満たした場合は減税メリットがその後も継続する仕組みとし、多数のスタートアップ企業の急速な規模拡大や、成長投資の後押しを図る。



<5年以内の成長要件のイメージ>



(注) 2007～2017年にマザーズ・グロース市場に上場したスタートアップの上位25%の中央値等を参照して要件設定

オープンイノベーション促進税制(案)

<成長要件>

	M & A 時点の要件	5 年以内に満たすべき要件	
		成長率要件	金額要件
売上増加型 		売上1.7倍以上	売上33億円以上
成長投資型 	売上10億円以下 研究開発費と設備投資 が売上の5%以上	売上1.1倍以上 研究開発費1.9倍以上 (又は設備投資3.0倍以上)	売上1.5億円以上 研究開発費4.6億円以上 (又は設備投資0.7億円以上)
研究開発特化型 	売上4.2億円以下 研究開発費が売上の10%以上 営業赤字	研究開発費2.4倍以上	研究開発費6.5億円以上 研究開発費増加額が株式の 取得価額の15%以上

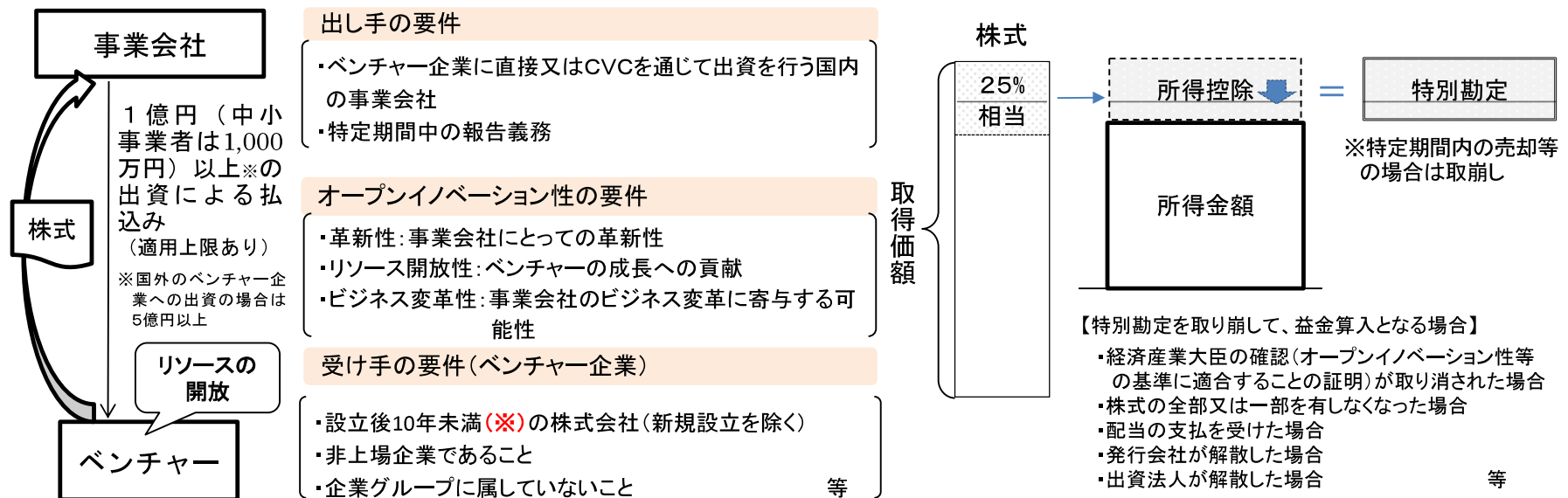
(注) 1 2007～2017年にマザーズ・グロース市場に上場したスタートアップの上位25%の中央値等を参照して要件設定
 2 設備投資は、各事業年度の減価償却費によって測定

(参考資料) オープンイノベーション促進税制の見直し (令和4年改正)

- ベンチャー企業と既存企業の協働によるオープンイノベーションを促進する観点から、対象となる一定のベンチャー企業の設立経過年数の要件や特別勘定の取崩しが不要となる株式保有期間等の見直しを行った上で、適用期限を2年間延長(令和2年4月1日～令和6年3月31日)する。

【適用対象となる一定のベンチャー企業の株式】

- オープンイノベーション性等の要件を満たすベンチャー企業に対する出資の払込みとして経済産業大臣が証明※したものにより取得した株式。
※ 出資後に企業から提出を受けた資料を、経済産業省において確認し、出資した年及び**特定期間**(出資後5年間【令和4年改正:3年間】)中、経済産業大臣が証明。



【令和4年改正】

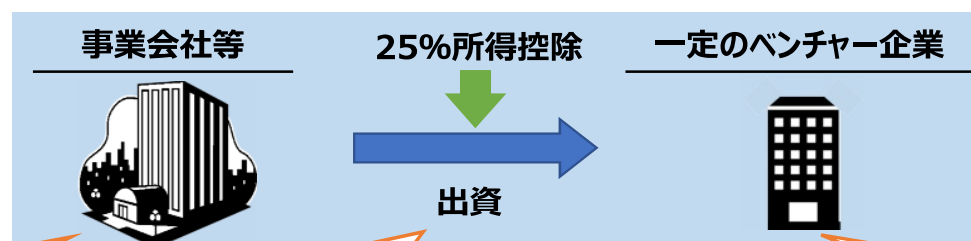
(※) 研究開発費/売上高 $\geq$ 10%の赤字会社(研究開発型ベンチャー)にあつては、設立後15年未満

(参考資料) オープンイノベーション促進税制 (令和2年改正で創設)

新設

- アベノミクスの成果により増加してきた現預金等を活用して、イノベーションの担い手となるスタートアップへの新たな資金の供給を促進し成長に繋げていくため、国内の事業会社やCVC(コーポレートベンチャーキャピタル)から、創業10年未満・未上場のベンチャー企業に対する1億円以上の出資について、**25%の所得控除**を講ずる。

改正概要



<出資を行う企業要件>

①国内事業会社

又は

②国内事業会社によるCVC(注1)

(※)事業会社又はその子会社が運営し、持分の過半数以上を所有するファンド等

<行為要件>

- ① **1件当たり1億円以上**の大規模出資
中小企業からの出資は**1,000万円以上**
(※)海外ベンチャー企業への出資は5億円以上
- ②株主間の株式売買ではなく、**ベンチャー企業に新たに資金が供給される出資**
(※)発行済株式の取得は対象外
- ③一定の控除上限
- ④**一定期間(5年間)の株式保有**(注2)

<出資を受けるベンチャー企業要件>

- ① **新規性・成長性のある設立後10年未満の未上場**ベンチャー企業
(※)新設企業は対象外
- ② **出資を行う企業又は他の企業のグループに属さない**ベンチャー企業

+

- 事業者は、経済産業省に対し、1年間の出資案件に関して、「各出資が事業会社、ベンチャー企業双方の事業革新に有効であり、制度を濫用するものでないこと」を決算期にまとめて報告。(事前認定は行わない)

(注1) CVCとは、事業会社によるベンチャーキャピタルのことを指す。

(注2) 5年間以内に株式を譲渡した場合や配当の支払いを受けた場合等には、控除額を益金算入。

(2) 試験研究を行った場合の税額控除制度（研究開発税制）の見直し

令和5年改正大綱

試験研究を行った場合の税額控除制度（研究開発税制）について、次の見直しを行う（所得税についても同様とする。）。

① 一般試験研究費の額に係る税額控除制度について、次の見直しを行う。

イ 税額控除率を次のとおり見直し、その下限を1%（現行：2%）に引き下げた上、その上限を14%（原則：10%）とする特例の適用期限を3年延長する。

（イ）増減試験研究費割合が12%超 $11.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 12\%) \times 0.375$

（ロ）増減試験研究費割合が12%以下 $11.5\% - (12\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.25$

ロ 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度の控除税額の上限について、増減試験研究費割合が4%を超える部分1%当たり当期の法人税額の0.625%（5%を上限とする。）を加算し、増減試験研究費割合がマイナス4%を下回る部分1%当たり当期の法人税額の0.625%（5%を上限とする。）を減算する特例を設ける。

（注）試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合には、上記の特例と試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における控除税額の上限の上乗せ特例のうち控除税額の上限が大きくなる方の特例を適用する。

ハ 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限を3年延長する。

ニ 基準年度比売上金額減少割合が2%以上等の場合における控除税額の上限の上乗せ特例は、適用期限の到来をもって廃止する。

② 中小企業技術基盤強化税制について、次の見直しを行う。

イ 増減試験研究費割合が9.4%を超える場合の特例を増減試験研究費割合が12%を超える場合に次のとおりとする特例に見直した上、その適用期限を3年延長する。

（イ）税額控除率（12%）に、増減試験研究費割合から12%を控除した割合に0.375を乗じて計算した割合を加算する。

（ロ）控除税額の上限に当期の法人税額の10%を上乗せする。

ロ 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限を3年延長する。

ハ 基準年度比売上金額減少割合が2%以上等の場合における控除税額の上限の上乗せ特例は、適用期限の到来をもって廃止する。

（注）税額控除率は、17%を上限とする（現行と同じ。）。

③ 特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、次の見直しを行う。

イ 関係法令の改正を前提に、対象となる特別試験研究費の額に、特別新事業開拓事業者との共同研究及び特別新事業開拓事業者への委託研究に係る試験研究費の額を加え、その税額控除率を25%とする。

(注1) 上記の「特別新事業開拓事業者」とは、産業競争力強化法の新事業開拓事業者のうち同法の特定事業活動に資する事業を行う会社（既に事業を開始しているもので、一定の投資事業有限責任組合を通じて又は国立研究開発法人から出資を受けていること、設立後15年未満で研究開発費の額の売上高の額に対する割合が10%以上であること等の要件に該当するものに限る。）で、その経営資源が、その特定事業活動における高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことに資するものであることその他の基準を満たすことにつき経済産業大臣の証明があるものをいう。

(注2) 共同研究及び委託研究の範囲は、現行の研究開発型ベンチャー企業との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への委託研究と同様とする。

ロ 対象となる特別試験研究費の額に次の要件の全てを満たす試験研究に係る（ロ）aの額を加え、その税額控除率を20%とする。

（イ）その法人の役員又は使用人である次の者（以下「新規高度研究業務従事者」という。）に対して人件費を支出して行う試験研究であること。

a 博士の学位を授与された者で、その授与された日から5年を経過していないもの

b 他の者（その法人との間に一定の資本関係がある者を除く。）の役員又は使用人として10年以上専ら研究業務に従事していた者で、その法人（その法人との間に一定の資本関係がある者を含む。）の役員又は使用人となった日から5年を経過していないもの

（ロ）aの額がbの額のうちに占める割合（以下「新規高度人件費割合」という。）を前期の新規高度人件費割合で除して計算した割合が1.03以上である法人が行う試験研究（工業化研究を除く。）であること。

a 試験研究費の額（工業化研究に係る試験研究費の額を除く。）のうち新規高度研究業務従事者に対する人件費の額

b 試験研究費の額のうちその法人の役員又は使用人である者に対する人件費の額

（ハ）次のいずれかに該当する試験研究であること。

a その内容に関する提案が広く一般に又はその法人の使用人に募集されたこと。

b その内容がその試験研究に従事する新規高度研究業務従事者から提案されたものであること。

c その試験研究に従事する者が広く一般に又はその法人の役員若しくは使用人に募集され、その試験研究に従事する新規高度研究業務従事者がその募集に応じた者であること。

ハ 対象となる特別試験研究費の範囲から、研究開発型ベンチャー企業との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への委託研究に係る試験研究費を除外する。

ニ 特別試験研究費の対象となる特別研究機関等との共同研究及び特別研究機関等への委託研究について、特別研究機関等の範囲に福島国際研究教育機構を加える。

④ 試験研究費のうち対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究のために要する一定の費用について、既に有する大量の情報を利用する場合についても対象とする。

⑤ 試験研究費の範囲から、性能向上を目的としないことが明らかな開発業務の一部として考案されるデザインに基づき行う設計及び試作に要する費用を除外する。

⑥ 分割等があった場合の調整計算の特例の適用を受けるための手続の見直しその他の所要の措置を講ずる。

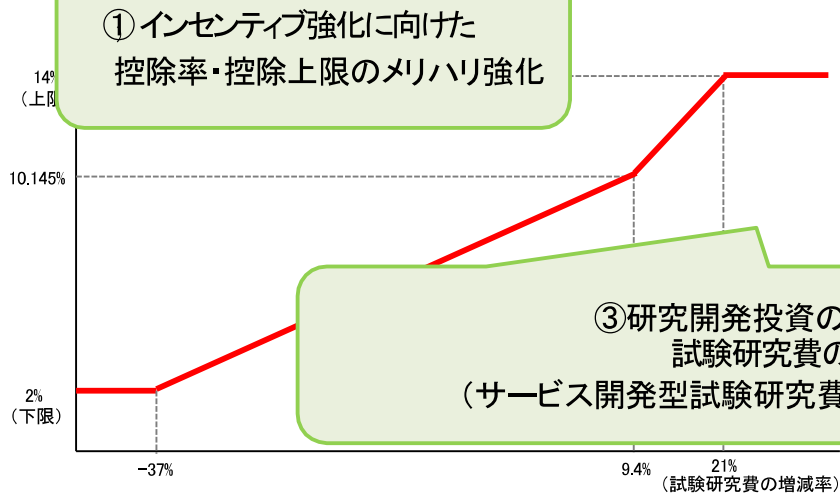
研究開発税制（全体像）

今まで以上のメリハリ付けを行い、研究開発投資の量の増加と質の向上を目指していく。
科学技術基本計画の期間(令和7年度まで)とあわせて、税制の期限を3年延長する。

一般型

税額 控除率	試験研究費の増減に応じ、2%～14%※ (中小法人：12%～17%※) * 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合： 上記割合 × (試験研究費割合 - 10%) × 0.5を加算※
控除 上限	法人税額の25%（研究開発を行う一定のベンチャーは40%） * 中小法人：10%上乗せ（増加率9.4%超の場合）※ * 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合： 0～10%上乗せ※ * 売上が2%以上減少し、かつ、 させた場合：5%上乗せ※

※ 令和4年度からの時限措置



③ 研究開発投資の質の向上のための
試験研究費の範囲の見直し
(サービス開発型試験研究費、デザインの変更等の取扱い)

オープンイノベーション型

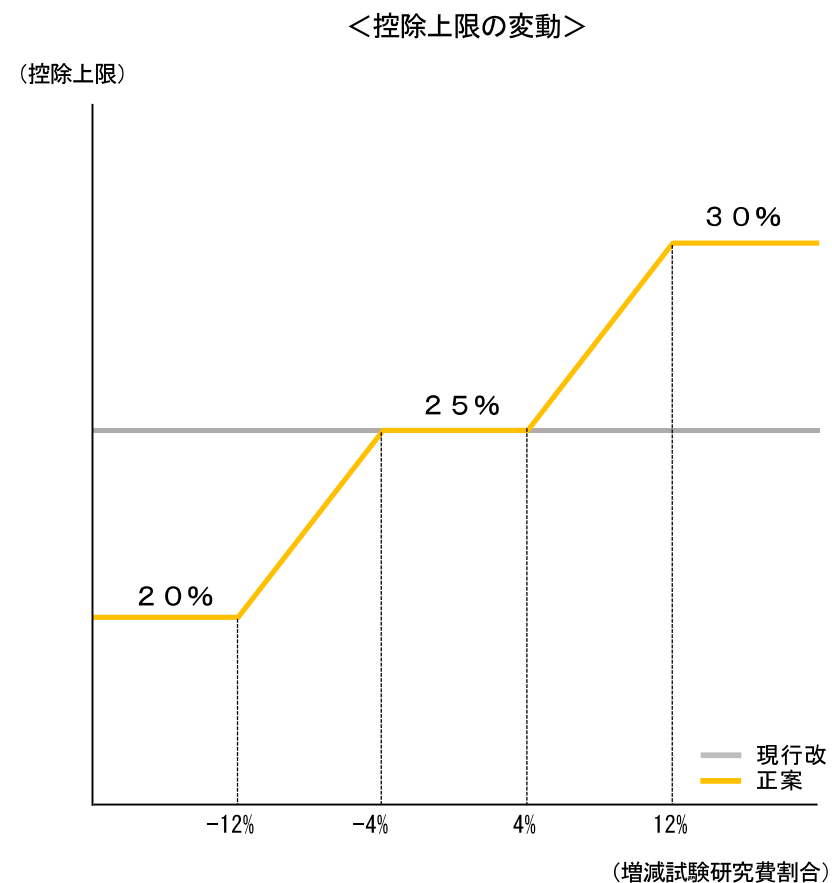
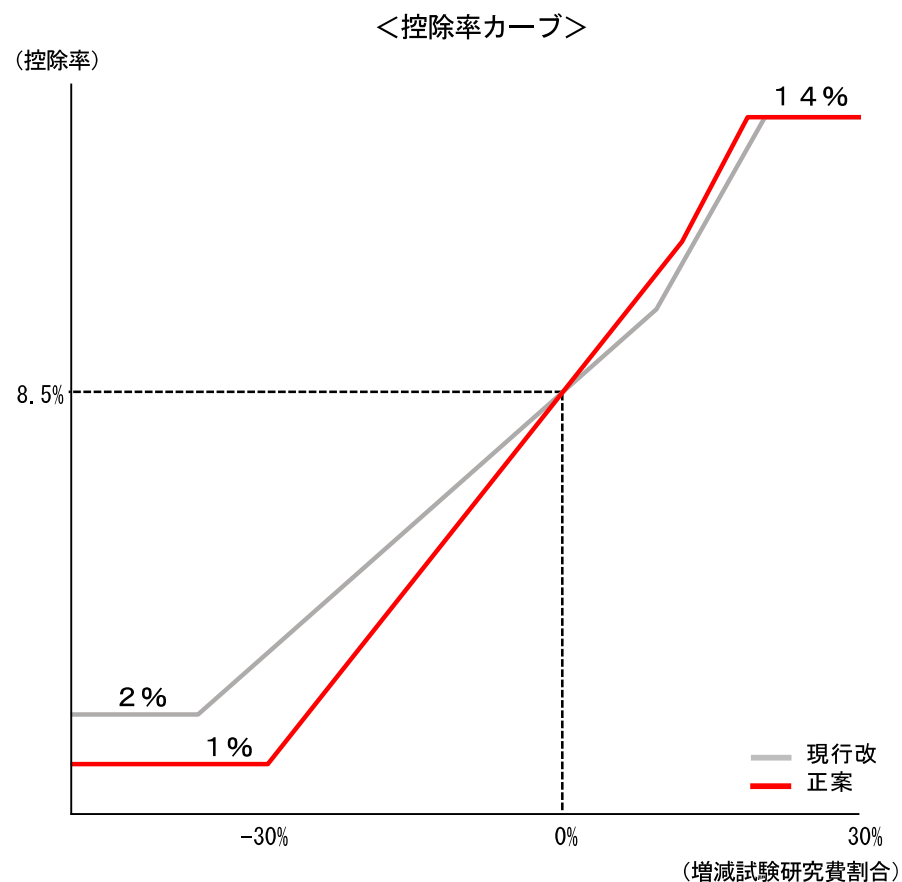
- 特別研究機関等、大学等、その他の者と共同で行う試験研究に要する費用等（特別試験研究費）がある場合、その特別試験研究費の額の一定割合を税額控除

特別試験研究費の種類	税額控除率
特別研究機関等	30%
大学等	
研究開発型ベンチャー	25%
国公立大学・国立研究開発法人の外部化法人	25%
中小企業者	
他の者(民間企業等)	20%
共同試験研究 ・ 委託試験研究	
特定用途医薬品等に関する試験研究	20%

①税額控除率・税額控除上限のメリハリ強化（案）

○研究開発費の増加インセンティブを更に強化するため、試験研究費の増減率に応じた税額控除率のカーブを見直す。

○試験研究費の額が大きい企業を中心に、税額控除上限（法人税額の25%）に到達した企業に対してもインセンティブ強化となるよう、試験研究費の増減率に応じて、税額控除の上限も変動させる制度を新たに導入する。



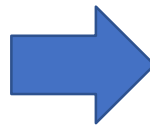
②研究開発型スタートアップ企業の範囲の拡大（案）

○幅広いスタートアップ企業との共同研究・委託研究を促すため、オープンイノベーション型の「研究開発型スタートアップ企業」の範囲を大幅に拡大する。具体的には、スタートアップの設立年数や売上高研究開発費比率等に着目しつつ、出資者となるファンドについては認定を不要とし、対象を大幅に拡大する。

【共同研究・委託研究の対象となる研究開発型ベンチャー企業の定義】

<現行制度>

- ①産業競争力強化法により経済産業大臣が認定したベンチャーファンドから出資を受けたベンチャー企業
- ②研究開発法人・大学発ベンチャー企業で一定の要件を満たすもの
 - A) 認定国立大学ファンドまたは研究開発法人が出資
 - B) 役員が研究開発法人・大学等の職を有している等

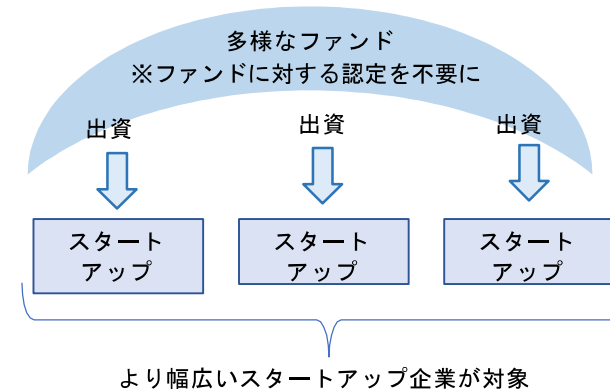


<改正案>

- ①未上場の株式会社（他の会社の子会社ではない）
- ②設立15年未満（10年以上の場合は営業赤字であること）
- ③売上高研究開発費比率10%以上
- ④ベンチャーファンド^{（注）}又は研究開発法人の出資先

※上記を全て満たすスタートアップ企業に対して、経済産業省より証明書を発行する。

（注）ベンチャーファンド：スタートアップに対する投資を目的とする投資事業有限責任組合



③試験研究費の範囲の見直し（案）

○ビッグデータやAI等を活用した「サービス開発」に係る試験研究費については、現在の税制では、新たなサービス開発を目的とし、ビッグデータを新たに収集することが要件。既存のビッグデータを利用する場合は対象外。

○ 新たなサービス開発を促すため、既存のビッグデータを活用する場合も税制の対象とする。

現行制度

「サービス開発」として税制の対象となるためには、新たな役務の開発を目的として、以下の全てを行う必要。

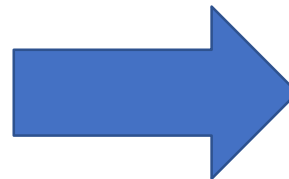
①データ収集
自動的に大量のデータを収集

②データ分析
専門家がデータを分析

③サービス設計
新たなサービスを設計

④サービス適用
当該サービスの再現性を確かめる

既存のビッグデータを活用した
サービス開発も対象とする



事例のイメージ

防災・減災の支援ツール

サービスの内容

保険事業によって蓄積された過去の災害時のデータをもとに、降雨データ、SNSへの投稿内容などを分析し、エリア毎の洪水リスクや予想被害を可視化。自治体の防災・減災対策に活用。

③試験研究費の範囲の見直し（案）

- イノベーションを促進するためには、研究開発の量に加えて、質も高めていくことが重要。

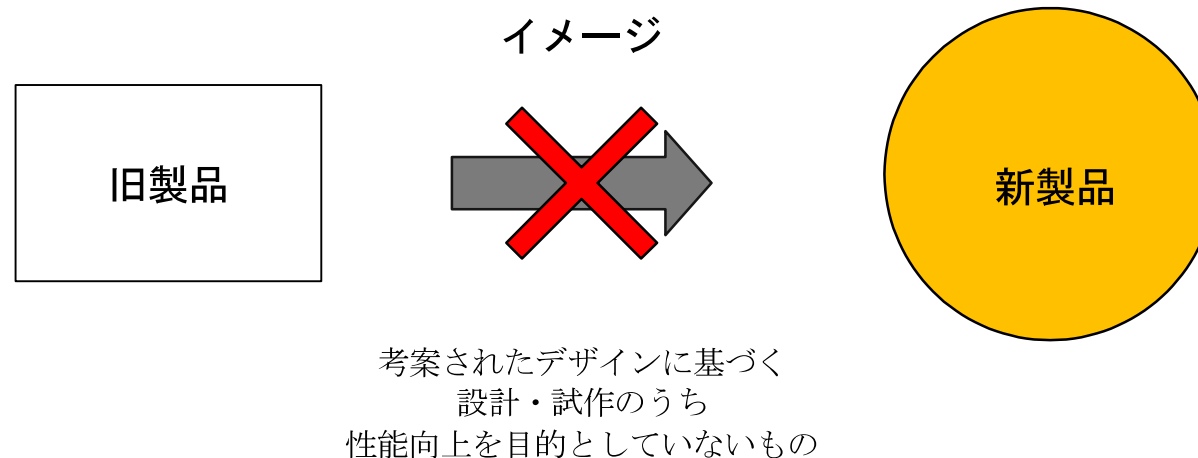
<現行>

- 現在の研究開発税制では、デザインの考案と、それに基づく設計・試作については、
- ・性能向上を目的としない「デザインの考案」は、対象外
 - ・考案されたデザインに基づく「設計・試作」（例えば安全性の確認等）は、性能向上を目的としていなくても、**対象**

<改正案>

- 税制で後押しする研究開発の質を高めていく観点から、
- ・考案されたデザインに基づく「設計・試作」のうち、性能向上を目的としていないものは、**対象外**とする。

※性能向上を目的としているかは、例えば研究開発のプロジェクトなど、一連の開発業務の単位で判断。



(参考資料) 研究開発税制の見直し(全体像)(令和3年改正)

活発な研究開発を維持するとともに、企業のビジネスモデル変革を促していく観点から、次の見直しを行う。

○総額型について、厳しい経営環境にあっても研究開発投資を増加させる企業の控除上限を引き上げるとともに、次期科学技術基本計画の見直しを見据え、増加インセンティブをさらに強化する観点から、控除率カーブを見直す。税額控除率及び控除上限の上乗せ措置について、適用期限を2年延長。

○AIやデータを活用しビジネスモデルを変革させる企業に対する研究開発を促す観点から自社利用ソフトウェアの研究開発投資を本税制の対象とするとともに、試験研究費の範囲をグローバルスタンダードに合わせた見直しを行う。

《改正前》

総額型

税額 控除率	試験研究費の増減に応じ、6%～14%※ (中小法人：12%～17%※) * 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合： 上記割合×(試験研究費割合－10%)×0.5を加算※
控除 上限	法人税額の25% (研究開発を行う一定のベンチャーは40%) * 中小法人：10%上乗せ (増加率8%超の場合) ※ * 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合 ： 0～10%上乗せ※

※ 令和2年度末までの時限措置
総額型の控除率については 大法人：10%超、中小法人：12%超の部分

オープンイノベーション型

税額 控除率	特別試験研究費の内容に応じ、20%or 25%or 30%
控除 上限	法人税額の10% (一般試験研究費とは別枠)
対象 範囲	・国の試験研究機関等・大学との共同・委託研究 ・民間企業との共同研究、中小企業の知的財産権使用料 ・民間企業(研究開発型ベンチャーを含む)への委託研究のうち、一定のもの ・希少疾病用医薬品等に関する試験研究など

《改正後》

一般型

税額 控除率	試験研究費の増減に応じ、 2%～14%※ (中小法人：12%～17%※) * 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合： 上記割合×(試験研究費割合－10%)×0.5を加算※
控除 上限	法人税額の25% (研究開発を行う一定のベンチャーは40%) * 中小法人：10%上乗せ (増加率 9.4% 超の場合) ※ * 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合： 0～10%上乗せ※ * 売上が2%以上減少し、かつ、試験研究費を増加させた場合：5%上乗せ※

※ 令和4年度末までの時限措置
一般型の控除率については 大法人：10%超、中小法人：12%超の部分

オープンイノベーション型

- 共同・委託研究の相手先に国公立大学・国立研究開発法人の外部化法人を追加し、その控除率を25%とする。
- 試験研究機関等の範囲に人文系の研究機関を追加する。
- 事務手続きの簡素化等の運用改善及び適正化を行う。

(3) その他

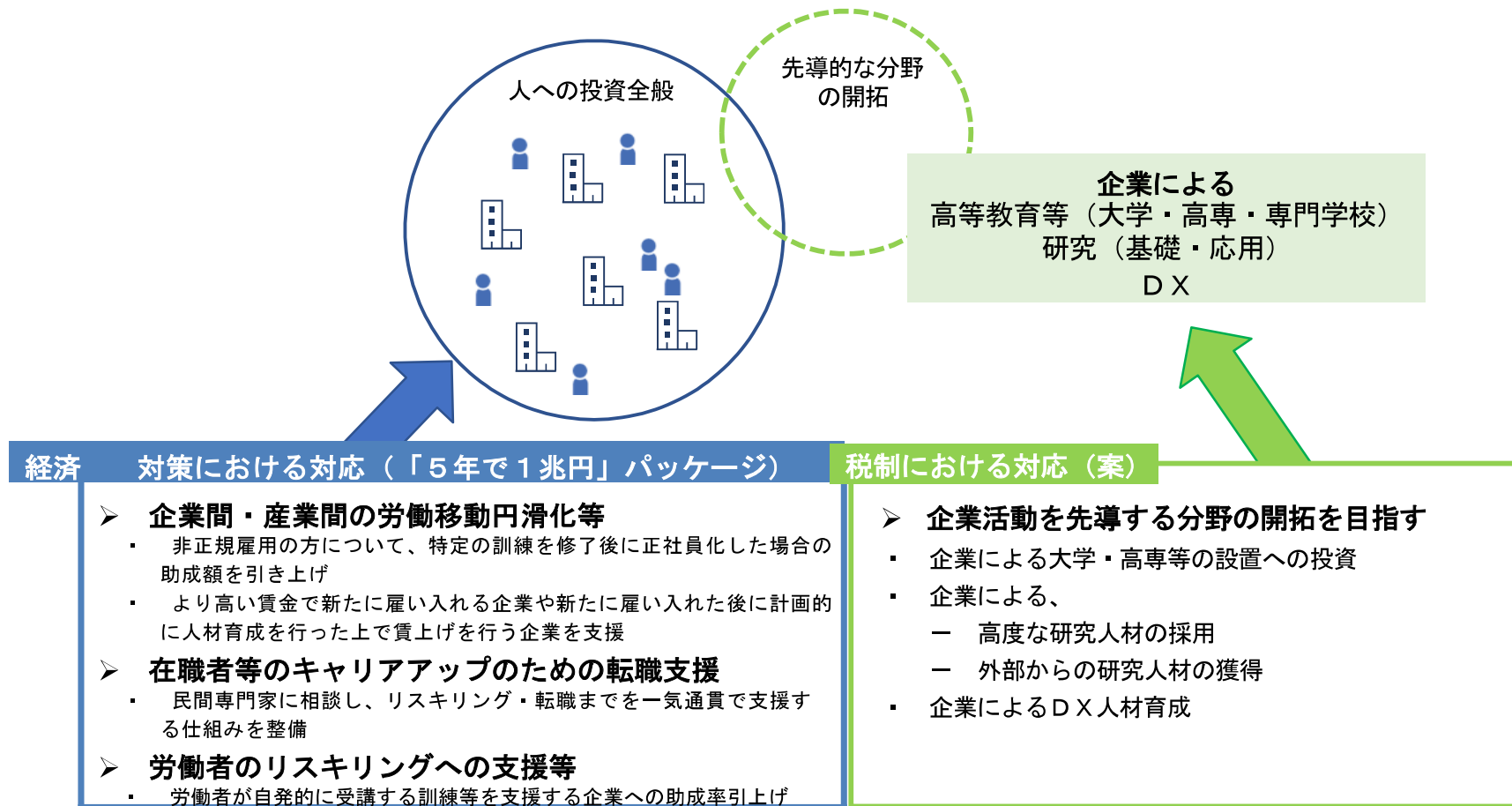
令和 5 年改正大綱

法人が大学、高等専門学校又は一定の専門学校を設置する学校法人又は準学校法人の設立を目的とする法人（以下「学校法人設立準備法人」という。）に対して支出する寄附金のうち次のいずれにも該当するもので、その学校法人設立準備法人から財務大臣に対して届出があった日から令和10年3月31日までの間に支出されるものを、指定寄附金とする。

- ① その学校法人又は準学校法人の設立前に、その設立に関する認可があることが確実であると認められる場合においてされる寄附金で、その設立のための費用に充てられるものであること。
- ② 募集要綱に、学校法人設立準備法人の設立後5年を超えない範囲内において募集要綱で定める日までに大学、高等専門学校又は一定の専門学校の設置に係る認可を受けなかった場合には、残額を国又は地方公共団体に寄附する旨の定めがあること。

企業による先導的人材投資

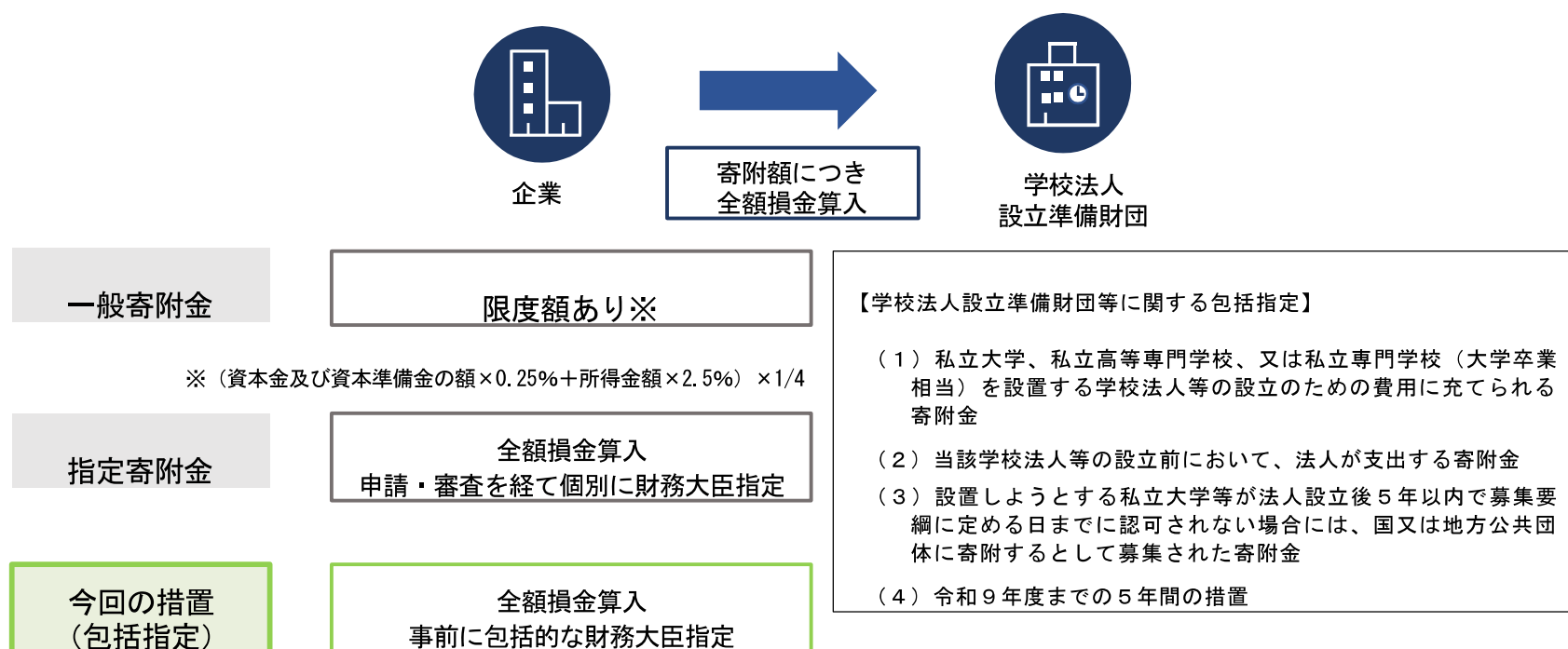
- 経済対策では、社会全体として求められる、働き手の労働移動や能力底上げのための企業や個人の取組を、幅広く支援・後押し。
- 以上に加えて、高等教育等（大学・高専・専門学校）、研究（基礎・応用）、D Xにおいて、企業が自身の経営資源を用いて行う、企業による先導的人材投資を税制で後押ししてはどうか。



①企業による学校教育における企業先導人材の育成（案）

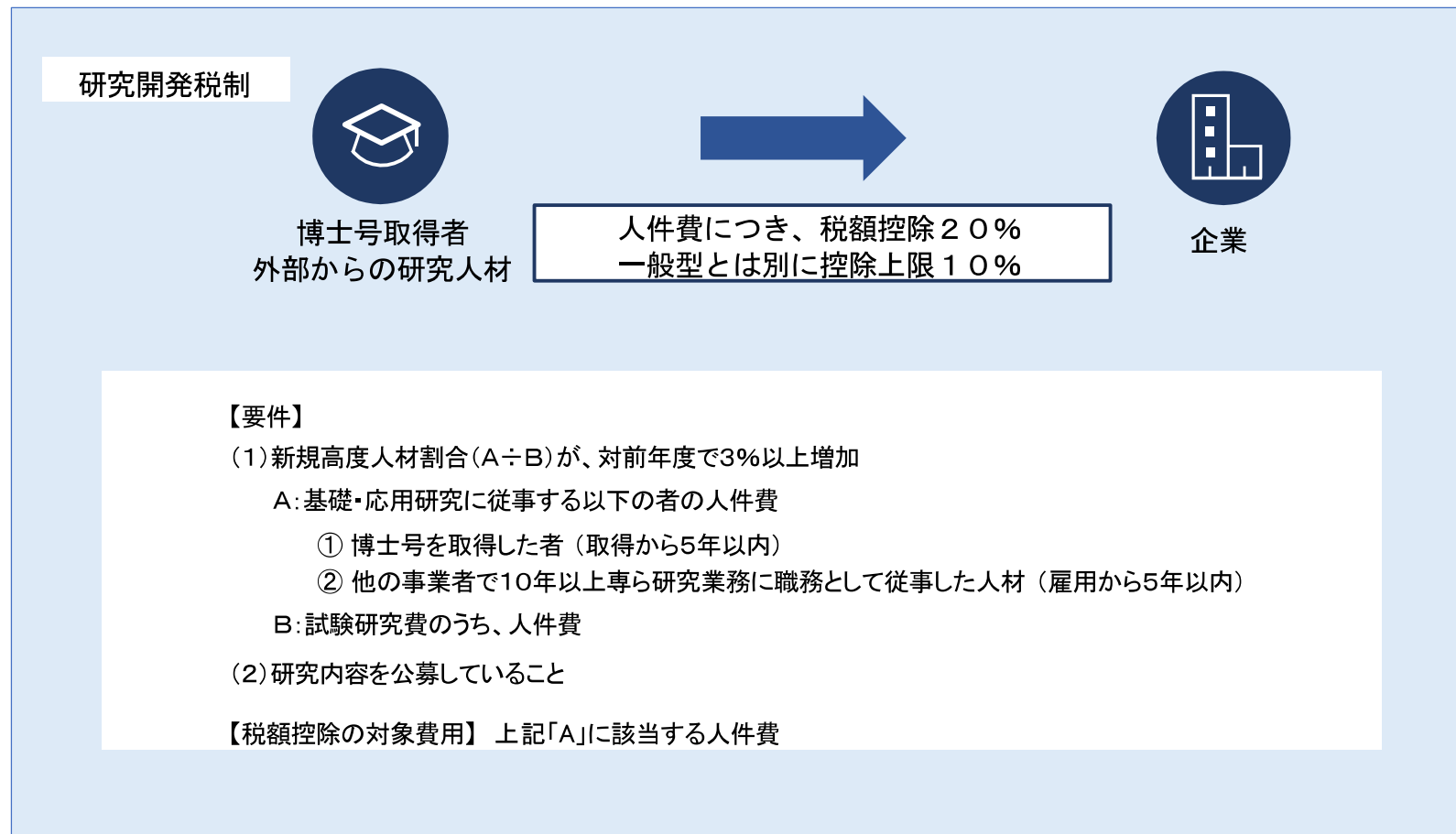
○我が国の生産性向上のためには、社会人のリスキリングのほか、学校教育において実社会で活躍できる人材の育成を行っていくことが重要。企業が、その経営資源を活用し学校教育へ積極的に関与することで、社会で求められる人材の育成を促すため、企業による大学や高専等の設置への投資（寄附）を税制でも後押しする。

○具体的には、学校法人設立準備財団等について、事前に包括的な財務大臣指定を行うことで個別審査を不要とし、早い段階から、スムーズな寄附金集めを可能とする。



②企業による先導的研究開発人材の活用・育成（案）

○博士号取得者や、一定の経験を有する研究人材を外部から雇用した場合、その人件費の一部を研究開発税制（O I 型）の対象とし、国際競争に資するハイレベルでオープンなイノベーションを促進。



③企業によるデジタル推進人材の育成(案)

- 企業のデジタル人材等の育成・確保等の取組を促進する観点から、DX認定基準を改定し、人材育成・確保等に関連する事項を要件化

デジタル (D) 要件	① データ連携 (他の法人等有するデータ又は事業者がセンサー等を利用して新たに取得するデータと内部データとを合わせて連携すること)	① クラウド技術の活用 ② 情報処理推進機構が審査する 「DX認定」の取得 (レガシー回避・サイバーセキュリティ等の確保、 人材育成・確保関連事項の提示)
DX認定基準改訂		
企業変革 (X) 要件	① 生産性向上 又は 売上上昇 が見込まれる - ROAが2014-2018年平均から1.5%ポイント向上 売上高伸び率≥過去5年度の業種売上高伸び率+5%ポイント	② 計画期間内で、 商品の製造原価が8.8%以上削減 されること等
	③ 全社の意思決定 に基づくもの (取締役会等の決議文書添付等)	

対象設備	税額 控除	or	特別 償却
・ ソフトウェア	3%		30%
・ 繰延資産 *1			
・ 器具備品 *2	5%*3		
・ 機械装置 *2			

*1 クラウドシステムへの移行に係る初期費用をいう
*2 ソフトウェア・繰延資産と連携して使用するものに限る
*3 グループ外の他法人ともデータ連携する場合

※ **投資額下限：国内の売上高比0.1%以上**
※ **投資額上限：300億円**
(300億円を上回る投資は300億円まで)
※ 税額控除上限：「カーボンニュートラル投資促進税制」と合わせて当期法人税額の20%まで

(注) DX税制については、上記の他にも制度内容の見直しを行う。

2. 地域における活力

(1) 中小企業投資促進税制、中小企業経営強化税制の見直し

令和5年改正大綱

中小企業投資促進税制について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。

- ① 対象資産から、コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外する。
- ② 対象資産について、総トン数500トン以上の船舶にあっては、環境への負荷の低減に資する設備の設置状況等を国土交通大臣に届け出た船舶に限定する。

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（中小企業経営強化税制）について、関係法令の改正を前提に特定経営力向上設備等の対象からコインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外した上、その適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。

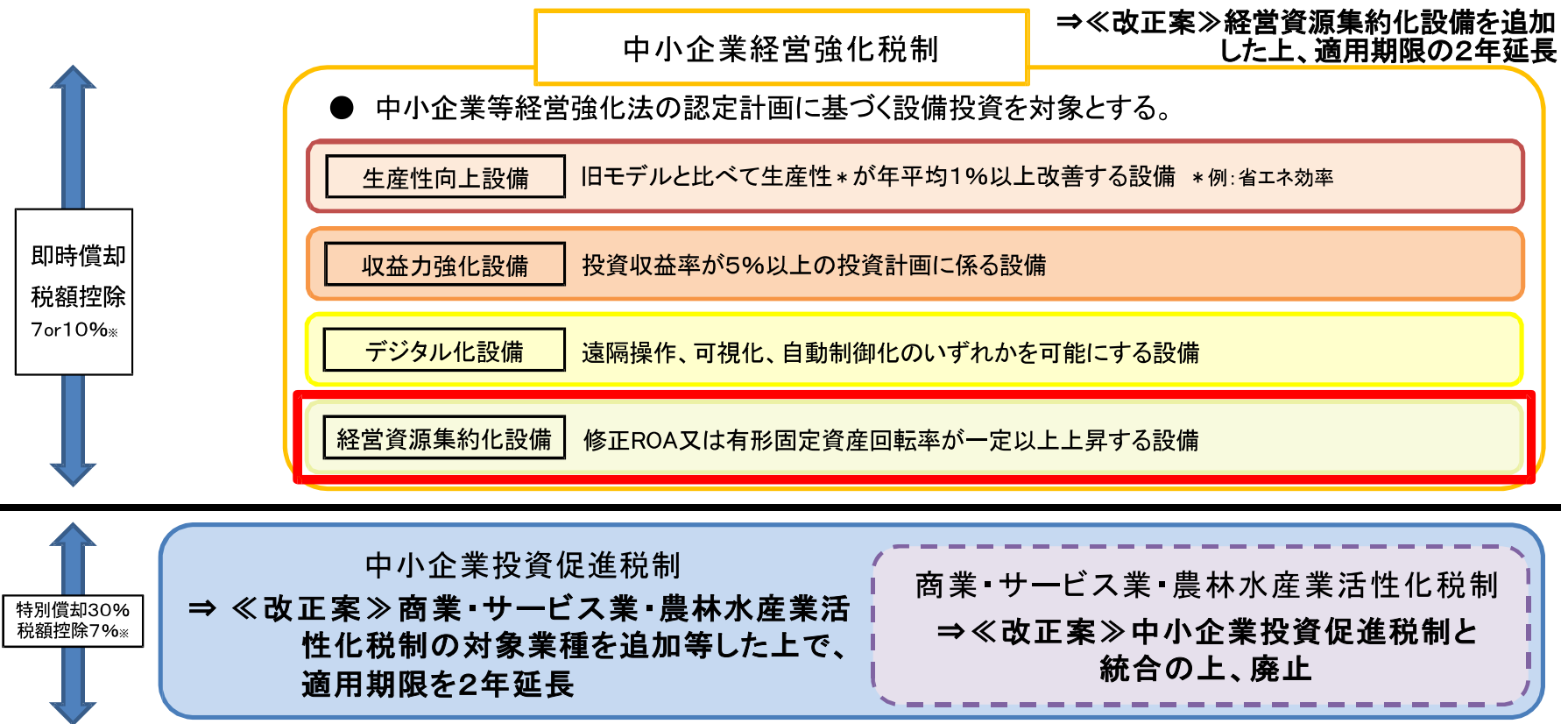
(2) その他

令和5年改正大綱

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限を2年延長する。

(参考資料) 中小企業投資促進税制等の延長等(令和3年改正)

- 商業・サービス業・農林水産業活性化税制を中小企業投資促進税制に整理・統合した上、適用期限を2年延長。
- 中小企業経営促進税制に経営資源集約化設備を追加した上、適用期限を2年延長。



※資本金3,000万円以下の法人に適用

【税額控除の控除上限】中小企業投資促進税制と中小企業経営強化税制とを合わせ、法人税額の20%を上限とする。

(注1) 中小企業投資促進税制の対象設備は、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、貨物自動車、船舶。

(注2) 中小企業経営強化税制の対象設備は、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、器具備品、建物附属設備。

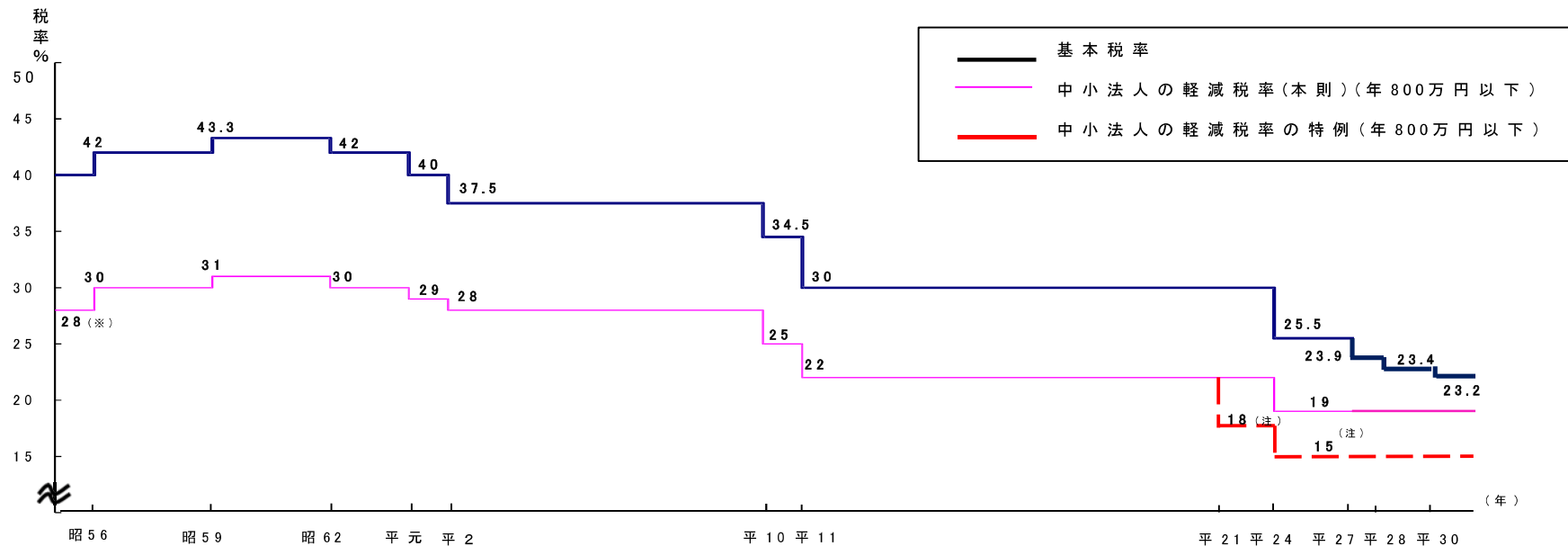
(参考資料) 中小企業者等の法人税率の特例の延長(令和3年改正)

○ 租特法による軽減税率(15%)の期限については、2年間延長を行うこととする。

中小法人 (資本金1億円以下の法人)	本則税率		租特による税率
	年800万円超の所得金額	23.2%	—
	年800万円以下の所得金額	19%	15%

⇒《令和3年改正》適用期限を2年延長
(令和4年度末期限)

○ 法人税率の推移



(注) 中小法人の軽減税率の特例(年800万円以下)について、平成21年4月1日から平成24年3月31日の間に終了する各事業年度は18%、平成24年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については経過措置として18%、平成24年4月1日から令和3年3月31日の間に開始する各事業年度は15%。

(※) 昭和56年4月1日前に終了する事業年度については年700万円以下の所得に適用。

3. その他の租税特別措置等

(1) デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の見直し

令和 5 年改正大綱

デジタルトランスフォーメーション投資促進税制について、次のとおり主務大臣の確認要件の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長する（所得税についても同様とする。）。

① 生産性の向上又は新需要の開拓に関する要件を、売上高が10%以上増加することが見込まれることとの要件に見直す。

② 取組類型に関する要件を、対象事業の海外売上高比率が一定割合以上となることが見込まれることとの要件に見直す。

（注）令和 5 年 4 月 1 日前に認定の申請をした事業適応計画に従って同日以後に取得等をする資産については、本制度を適用しないこととする。

(参考資料) デジタルトランスフォーメーション (DX) 投資促進税制の創設 (令和3年改正)

○デジタル技術を活用した企業変革を進める観点から、産業競争力強化法を改正し、同法に定める事業適応計画(仮称)に従って導入されるソフトウェア等に係る投資について、税額控除又は特別償却ができる措置を創設する。(2年間の時限措置)

事業適応計画(仮称)

○事業適応計画の認定要件を満たした上、次の要件について主務大臣から確認を受ける必要。

1. デジタル(D)要件(データ連携・共有、レガシー回避、サイバーセキュリティ)

- ✓ 他の法人等が有するデータ又は事業者がセンサー等を利用して新たに取得するデータと既存内部データとを合わせて連携すること
- ✓ クラウド技術を活用すること
- ✓ 情報処理推進機構の認定(DX認定)

2. 企業変革(X)要件(ビジネスモデルの変革、アウトプット、全社戦略)

- ✓ 商品の製造原価が8.8%以上削減されること等
- ✓ 生産性向上や売上高の上昇の目標を定めること
 - 計画期間内で、ROAが2014年～2018年平均を基準値として1.5%ポイント向上
 - 計画期間内で、売上高伸び率 $\geq$ 過去5年度の業種売上高伸び率+5%ポイント
- ✓ 投資総額が売上高比0.1%以上であること

課税の特例の内容

●事業適応計画(仮称)に基づいて行う設備投資について、以下の措置を講じる。

対象設備	税額控除	特別償却
ソフトウェア	3%	30%
繰延資産	【他社とのデータ連携に係るもの】	
機械装置		
器具備品		

※設備投資総額の上限:300億円

(注1)クラウド技術を活用したシステムへの移行に係る初期費用(繰延資産)

(注2)機械装置及び器具備品にあつては、ソフトウェア又は繰延資産と連携して使用するものに限る。

(注3)税額控除の控除上限は、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制と合わせて当期の法人税額の20%を上限。

特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する
(所得税についても同様とする。)

- ① 既成市街地等の内から外への買換えを適用対象から除外する。
- ② 航空機騒音障害区域の内から外への買換えについて、譲渡資産から令和2年4月1日前に特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の航空機騒音障害防止特別地区又は公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の第二種区域となった区域内にある資産を除外する。
- ③ 長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物等への買換えについて、東京都の特別区の区域から地域再生法の集中地域以外の地域への本店又は主たる事務所の所在地の移転を伴う買換えの課税の繰延べ割合を90%（現行：80%）に引き上げ、同法の集中地域以外の地域から東京都の特別区の区域への本店又は主たる事務所の所在地の移転を伴う買換えの課税の繰延べ割合を60%（現行：70%）に引き下げる。
- ④ 一定の船齢の日本船舶から環境への負荷の低減に資する一定の日本船舶への買換えについて、次の見直しを行う。
 - イ 外航船舶について、次の見直しを行う。
 - (イ) 譲渡資産に係る船齢要件を20年未満（現行：25年未満）に引き下げる。
 - (ロ) 買換資産に係る環境への負荷の低減に係る要件について、建造の後事業の用に供されたことのない国際総トン数1万トン以上の船舶にあつては特定船舶の特別償却制度における事業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に係る要件と同様とする等の見直しを行う。
 - ロ 内航船舶について、次の見直しを行う。
 - (イ) 譲渡資産に係る船齢要件を23年未満（現行：25年未満）に引き下げる。
 - (ロ) 買換資産に係る環境への負荷の低減に係る要件を見直す。
 - ハ 港湾の作業船について、譲渡資産に係る船齢要件を30年未満（現行：35年未満）に引き下げた上、譲渡資産から平成23年1月1日以後に建造された船舶を除外する。
 - ニ 譲渡資産及び買換資産が同一の用途である場合に限定する。

⑤ 先行取得の場合、特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例及び特定の資産を交換した場合の課税の特例を除き、譲渡資産を譲渡した日又は買換資産を取得した日のいずれか早い日の属する3月期間の末日の翌日以後2月以内に本特例の適用を受ける旨、適用を受けようとする措置の別、取得予定資産又は譲渡予定資産の種類等を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に届け出ることを適用要件に加える。

(注) 上記の「3月期間」とは、その事業年度をその開始の日以後3月ごとに区分した各期間をいう。

⑥ 先行取得の場合の届出書について、その記載事項を上記⑤と同様とする見直しを行う。

⑦ その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記⑤及び⑥の改正は、令和6年4月1日以後に譲渡資産の譲渡をして、同日以後に買換資産の取得をする場合の届出について適用する。

(参考資料) 特定資産の買換特例 (令和2年改正)

下記見直しを行ったうえ、適用期限を令和5年3月31日まで、3年延長

改正前			改正後
号数	目的	内容	改正内容
1号	追出し促進	既成市街地等内から外へ移転等	譲渡資産(工場立地の制限のない区域内の土地・建物を対象から除外)
2号	追出し促進	航空機騒音障害区域内から外への移転等	課税繰延割合(譲渡資産が一定区域以内のものは、80%から70%に引き下げ)
6号	防災再開発	危険密集市街地内の再開発	危険密集市街地(不燃領域率40%未満の区域に限定) 譲渡資産(対象資産に耐火建築物等と同等以上の延焼防止性能を有する建築物を追加)
7号	流動化促進	長期保有資産から特定施設等への投資	買換資産(鉄道事業用車両運搬具を対象から除外)
8号	船舶効率化	一定の日本船舶から環境への負荷低減に資する一定の日本船舶への買換え	譲渡資産(港湾作業船の船齢要件を40年未満から35年未満へ引き下げ) 買換資産(外航船舶及び内航船舶について、船齢要件を追加)

Ⅳ 消費課税

1. 適格請求書等保存方式に係る見直し(2割特例)

令和 5 年改正大綱

(1) 適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置

① 適格請求書発行事業者の令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの日の属する各課税期間において、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる場合には、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、当該課税標準額に対する消費税額に 8 割を乗じた額とすることにより、納付税額を当該課税標準額に対する消費税額の 2 割とすることができることとする。

(注 1) 上記の措置は、課税期間の特例の適用を受ける課税期間及び令和 5 年 10 月 1 日前から課税事業者選択届出書の提出により引き続き事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる同日の属する課税期間については、適用しない。

(注 2) 課税事業者選択届出書を提出したことにより令和 5 年 10 月 1 日の属する課税期間から事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる適格請求書発行事業者が、当該課税期間中に課税事業者選択不適用届出書を提出したときは、当該課税期間からその課税事業者選択届出書は効力を失うこととする。

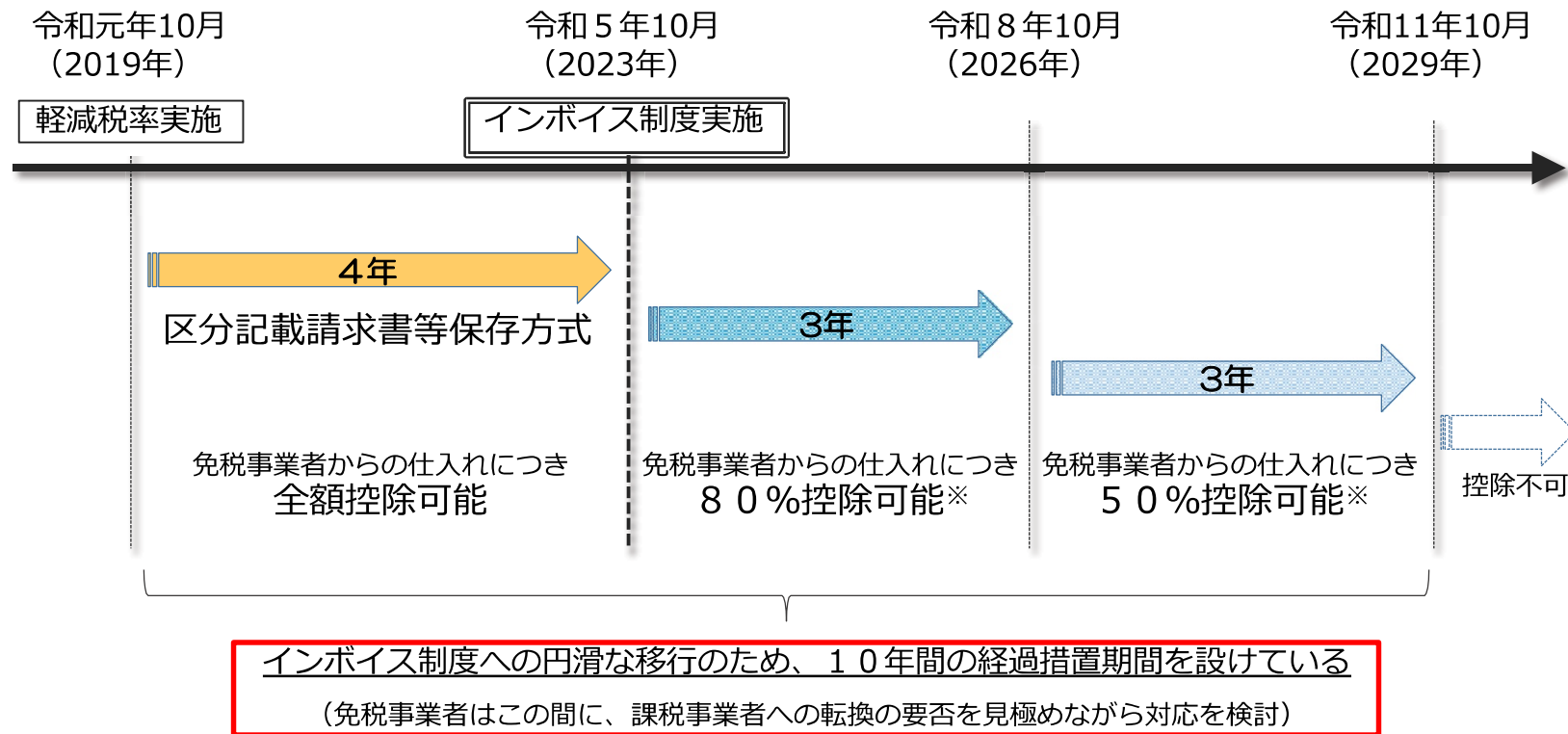
② 適格請求書発行事業者が上記①の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記するものとする。

③ 上記①の適用を受けた適格請求書発行事業者が、当該適用を受けた課税期間の翌課税期間中に、簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を認めることとする。

④ その他所要の措置を講ずる。

改正の背景①（既存の経過措置とのバランス）

○インボイス制度への円滑な移行のため、免税事業者や消費者などの適格請求書発行事業者以外から行った課税仕入れについて、制度実施後3年間は仕入税額相当額の80%を、その後の3年間は仕入税額相当額の50%を控除可能。



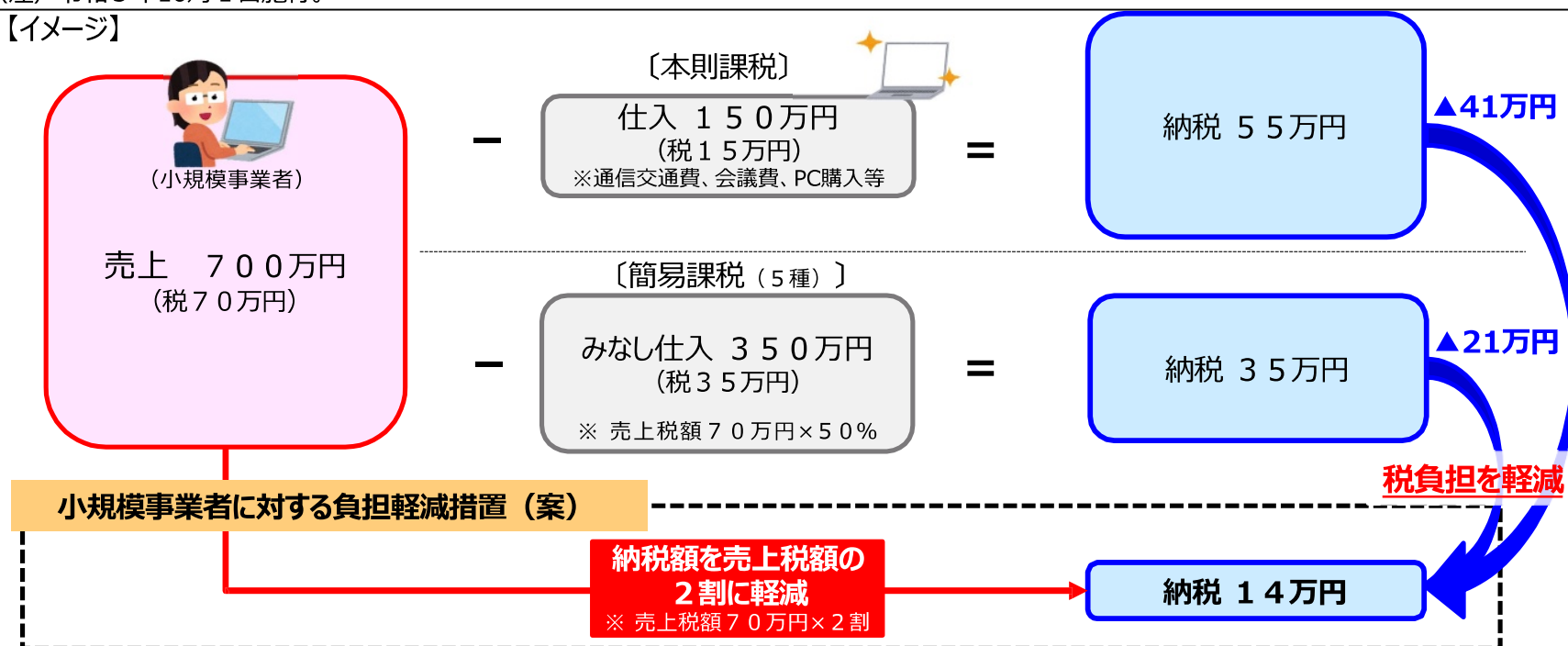
※ 仕入税額控除の適用にあたっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存と本経過措置の適用を受ける旨（8割控除・5割控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要

小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置（案）

- 免税事業者が課税事業者を選択した場合の負担軽減を図るため、**納税額を売上税額の2割に軽減**する**激変緩和措置**を**3年間**講ずることとする。
 - これにより、業種にかかわらず、売上・収入を把握するだけで消費税の申告が可能となることから、簡易課税に比しても、**事務負担も大幅に軽減**されることとなる。
- ※ 基準期間（前々年・前々事業年度）の課税売上高が1,000万円以下である者を対象とし、インボイス制度の開始から令和8年9月30日の属する課税期間まで適用できることとする。

（注）令和5年10月1日施行。

【イメージ】



※ 負担軽減措置の適用に当たっては、事前の届出を求めず、申告時に選択適用できることとする。

【対象期間と対象者について】

解説①

Point 1

- ① 適格請求書発行事業者の令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる場合…

Point 2

Point 1（対象期間）

- 例えば、個人事業者が令和5年10月1日に登録をした場合、**令和5年10～12月の申告から令和8年分の申告までが対象。**

Point 2（対象者）

- インボイス発行事業者の登録をしなければ、課税事業者にならなかった者が対象。
- 以下の消費税法の規定により**事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる事業者は対象外。

納税義務の免除の特例に係る規定

基準期間 特定期間

- 基準期間における課税売上高が1千万円を超える場合（消法9①）
- 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例（消法9の2①）

承継・新設

- 相続・合併・分割があった場合の納税義務の免除の特例（消法10、11、12）
- 新設法人の納税義務の免除の特例（消法12の2①）
- 特定新規設立法人の納税義務の免除の特例（消法12の3①）

3年 縛り 特例

- 課税事業者選択届出書を提出して2年以内に本則課税で調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合の3年間（消法9⑦）
- 新設法人及び特定新規設立法人の特例の適用を受けて、本則課税で調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合の3年間（消法12の2②・12の3③）
- 本則課税で高額特定資産の仕入れ等を行った場合の3年間（消法12の4①）
- 高額特定資産について棚卸資産の調整の適用を受けた場合の3年間（消法12の4②）

【R5.10.1の属する期から適用される課税事業者の選択について】

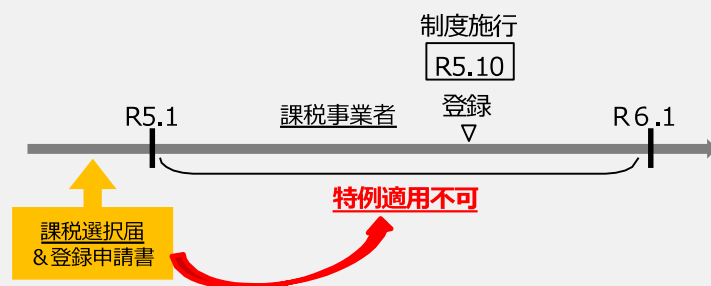
補論

（注１）上記の措置は、課税期間の特例の適用を受ける課税期間及び令和５年１０月１日前から課税事業者選択届出書の提出により引き続き事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる同日の属する課税期間については、適用しない。

（注２）課税事業者選択届出書を提出したことにより令和５年１０月１日の属する課税期間から事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる適格請求書発行事業者が、当該課税期間中に課税事業者選択不適用届出書を提出したときは、当該課税期間からその課税事業者選択届出書は効力を失うこととする。

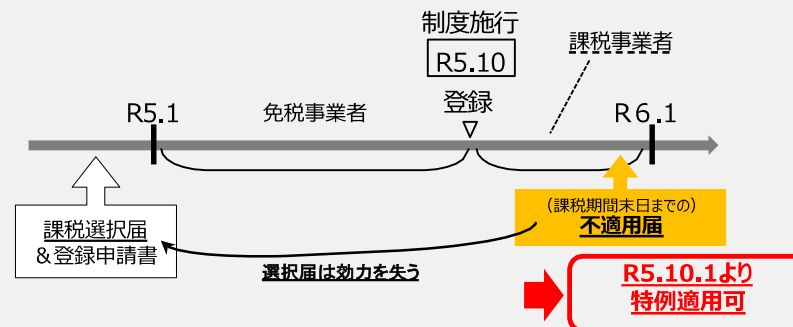
上記（注１）

例：個人事業者がR5.10.1前の課税期間において、課税選択届及び登録申請書を提出した場合

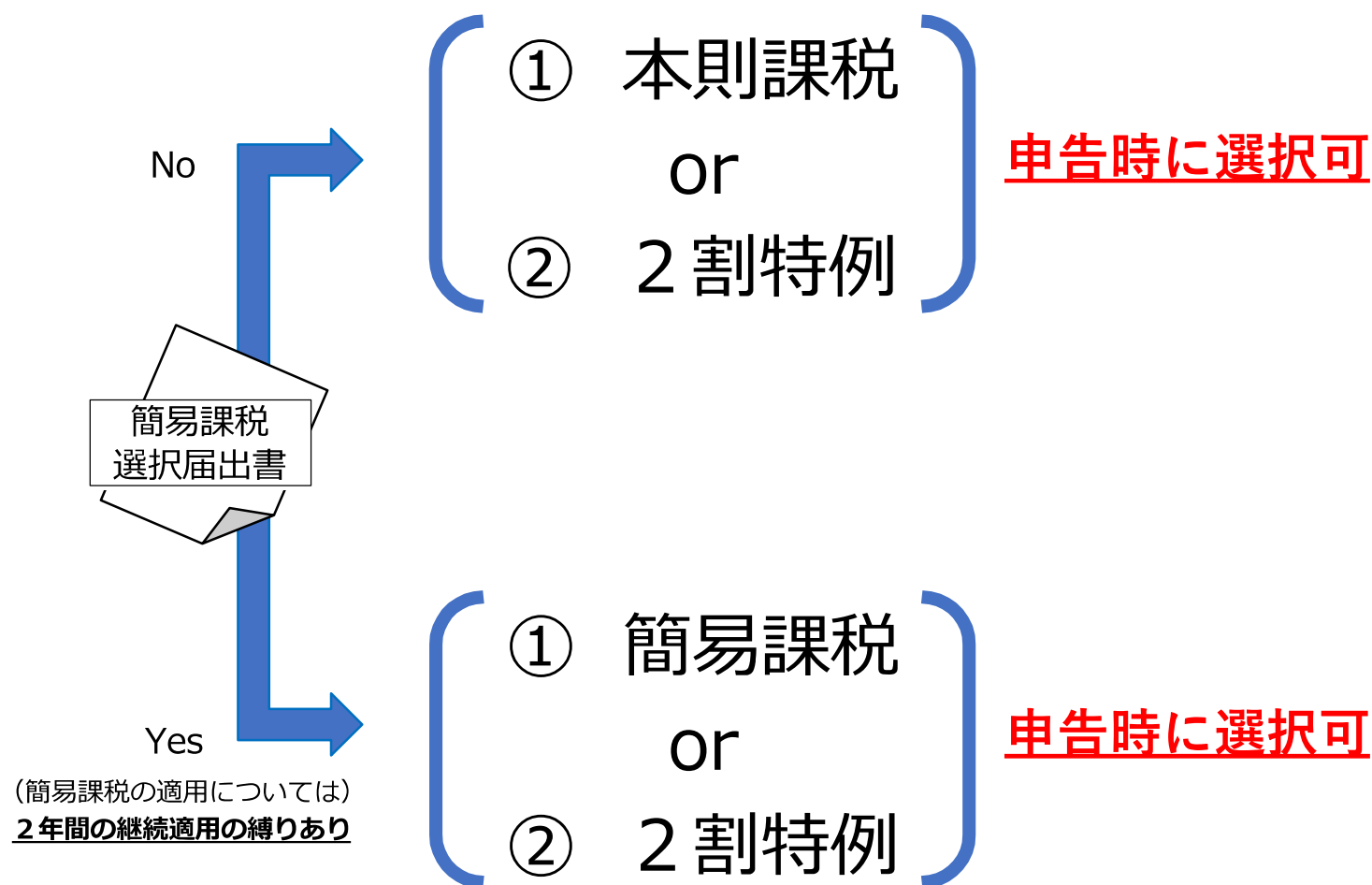


上記（注２）

例：左記の例の場合に、R5.10.1の属する課税期間において、課税選択不適用届を提出した場合



申告時における選択適用のイメージ



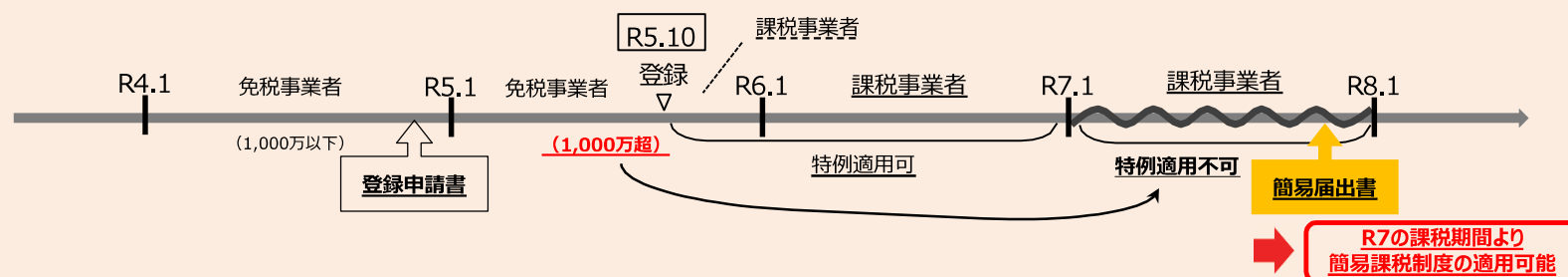
※ ただし、①②の両方を計算する必要はなく、②の方が明らかに有利な場合は①を計算する必要はない。

【簡易課税制度への移行措置について】

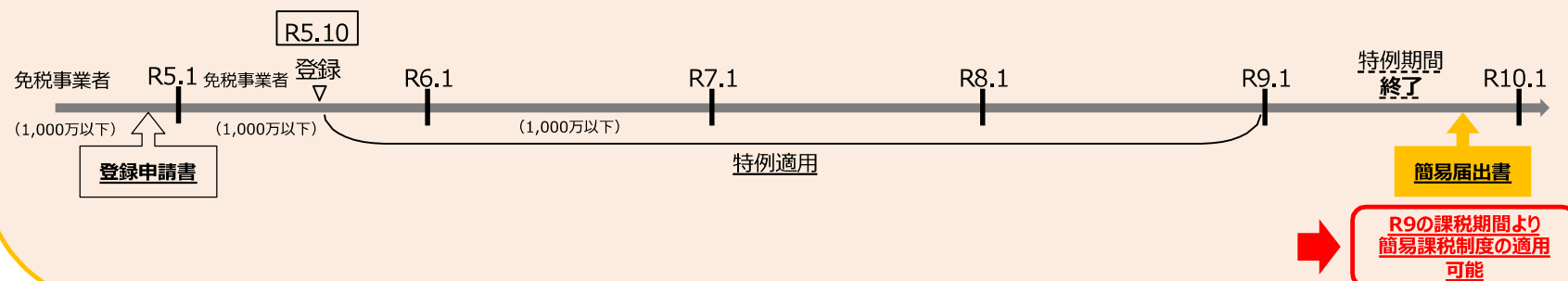
解説④

- ③ 上記①の適用を受けた適格請求書発行事業者が、当該適用を受けた課税期間の翌課税期間中に、簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を認めることとする。

○ 基準期間における課税売上高が1千万を超える課税期間がある場合



○ 3年間の特例期間が終了する翌課税期間において、簡易課税制度を適用する場合



2. 適格請求書等保存方式に係る見直し(少額特例等)

令和5年改正大綱

- (1) 基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存による仕入税額控除を認める経過措置を講ずる。
- (2) 売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合には、その適格返還請求書の交付義務を免除する。
(注) 上記の改正は、令和5年10月1日以後の課税資産の譲渡等につき行う売上げに係る対価の返還等について適用する。
- (3) 適格請求書発行事業者登録制度について、次の見直しを行う。
- ① 免税事業者が適格請求書発行事業者の登録申請書を提出し、課税期間の初日から登録を受けようとする場合には、当該課税期間の初日から起算して15日前の日（現行：当該課税期間の初日の前日から起算して1月前の日）までに登録申請書を提出しなければならないこととする。この場合において、当該課税期間の初日後に登録がされたときは、同日に登録を受けたものとみなす。
 - ② 適格請求書発行事業者が登録の取消しを求める届出書を提出し、その提出があった課税期間の翌課税期間の初日から登録を取り消そうとする場合には、当該翌課税期間の初日から起算して15日前の日（現行：その提出があった課税期間の末日から起算して30日前の日の前日）までに届出書を提出しなければならないこととする。
 - ③ 適格請求書発行事業者の登録等に関する経過措置の適用により、令和5年10月1日後に適格請求書発行事業者の登録を受けようとする免税事業者は、その登録申請書に、提出する日から15日を経過する日以後の日を登録希望日として記載するものとする。この場合において、当該登録希望日後に登録がされたときは、当該登録希望日に登録を受けたものとみなす。
- (注) 上記の改正の趣旨等を踏まえ、令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けようとする事業者が、その申請期限後に提出する登録申請書に記載する困難な事情については、運用上、記載がなくとも改めて求めないものとする。

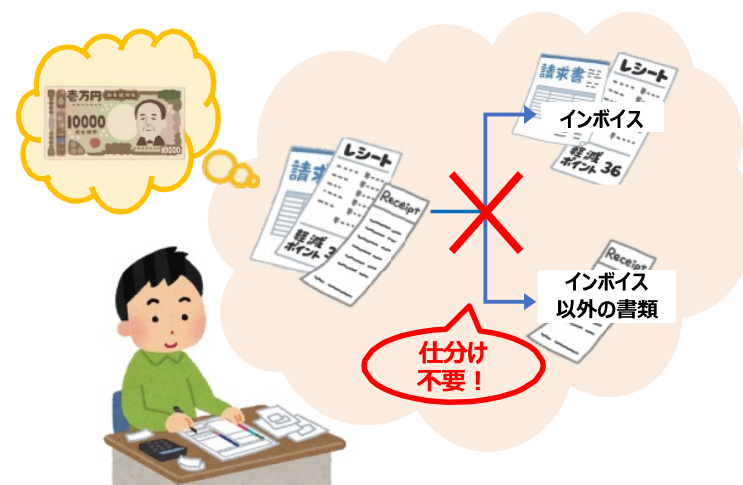
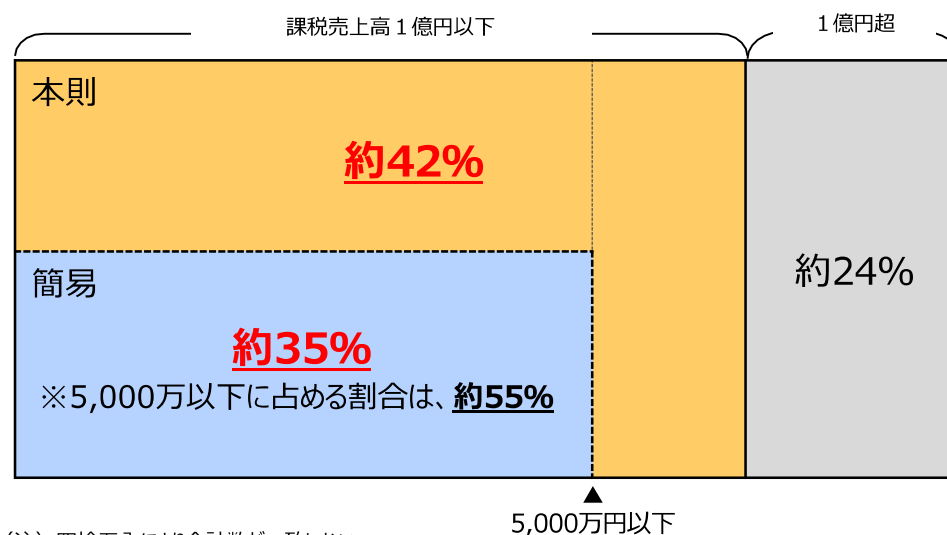
一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置（案）

- 軽減税率制度の実施により、少額な取引であっても正確な適用税率の判定のために領収書等の証票が必要となることから、こうした取引についてもインボイスの保存が必要となる。
- この点について、インボイス制度への円滑な移行とその定着を図る観点から、**中小事業者を含めた一定規模以下の事業者の実務に配慮し、柔軟に対応**できるよう**事務負担の軽減措置を講ずる**こととする。

【見直し案】

- 基準期間（前々年・前々事業年度）における**課税売上高が1億円以下である事業者**については、インボイス制度の施行から**6年間、1万円未満**の課税仕入れについて、**インボイスの保存がなくとも帳簿のみで仕入税額控除を可能**とする。
- ※ なお、基準期間における課税売上高が1億円超であったとしても、前年又は前事業年度開始の日以後6か月の期間の課税売上高が5,000万円以下である場合は、特例の対象とする。

【対象となる課税事業者の範囲】



（注）四捨五入により合計数が一致しない。

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に終了した課税期間分の申告・処理件数（国税庁）を集計

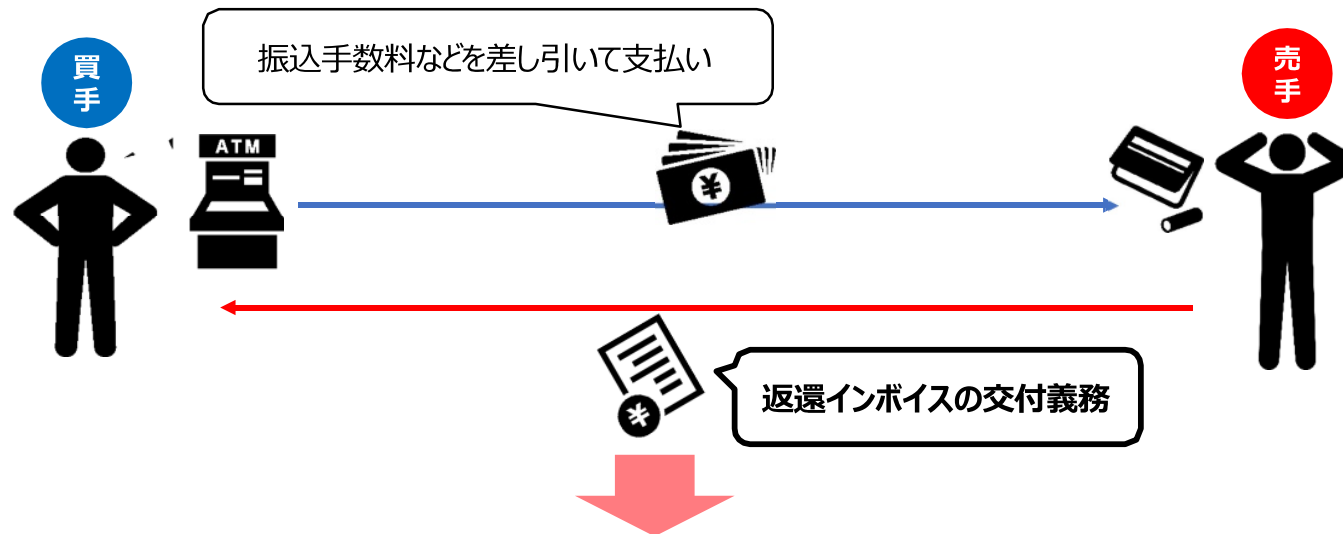
少額な返還インボイスの交付義務の見直し（案）

- インボイス制度への移行に伴い、インボイスの交付義務とともに、**値引き等を行った際にも売手と買手の税率と税額の一致を図るために、値引き等の金額や消費税額等を記載した返品伝票といった書類（返還インボイス）の交付義務が課される**こととなる。
- この点については、例えば決済の際に、買手側の都合で差し引かれた**振込手数料相当額**やその他の経費を、売手が**「売上値引き」として処理**する場合に新たな事務負担になる、との懸念の声が聞かれるところ。
※ 下請法においては取引発注前に当該手数料を下請事業者が負担する旨の書面での合意がある場合にのみ、親事業者が負担した実費の範囲内で当該手数料を差し引いて下請代金を支払うことが認められることに留意が必要。

【見直し案】

- 上記を踏まえ、事業者の実務に配慮して事務負担を軽減する観点から、**少額な値引き等（1万円未満）**については、**返還インボイスの交付を不要**とする。

（注）令和5年10月1日施行。



見直し案：値引き等が少額（1万円未満）である場合、返還インボイスの交付を不要とする

適格請求書等保存方式に係る登録手続の見直し（案）

【見直し案】

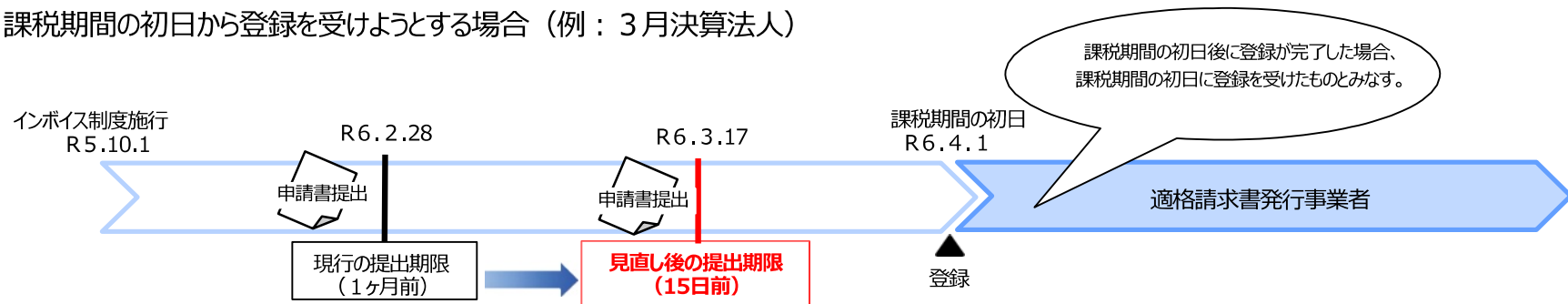
○事業者が適格請求書発行事業者の登録を申請する場合において、課税期間の初日から登録を受ける場合、当該課税期間の初日から起算して15日前の日まで（現行 1ヶ月前まで）に申請書を提出しなければならないこととする。

※登録を取消す場合の届出書の提出期限についても、同様の見直しを行う。

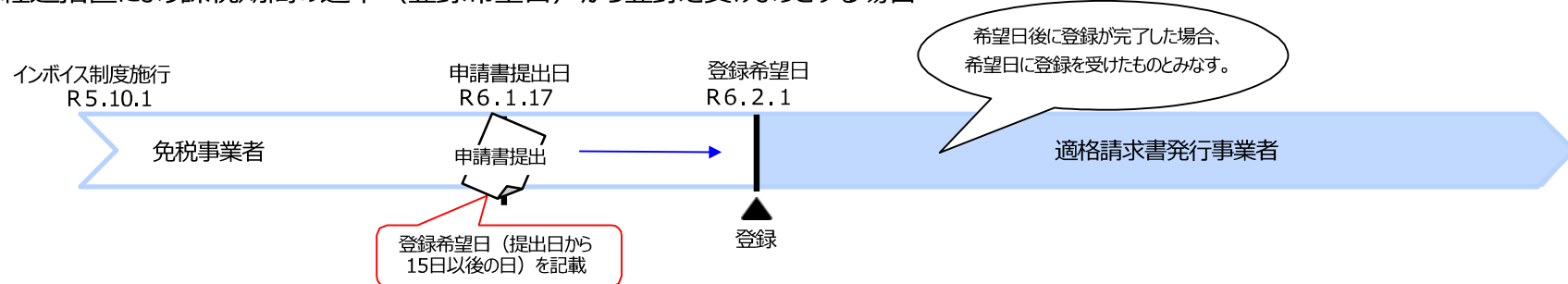
○令和 5 年10 月 1 日から令和11 年 9 月30 日の属する課税期間に登録希望日から登録を受けようとする免税事業者は、申請書に登録希望日（提出日から15 日以後の日）を記載するものとする。

○また、実際に登録が完了した日が、課税期間の初日後又は登録希望日後であっても、課税期間の初日又は登録希望日に登録を受けたものとみなすこととする。

① 課税期間の初日から登録を受けようとする場合（例：3月決算法人）



② 経過措置により課税期間の途中（登録希望日）から登録を受けようとする場合



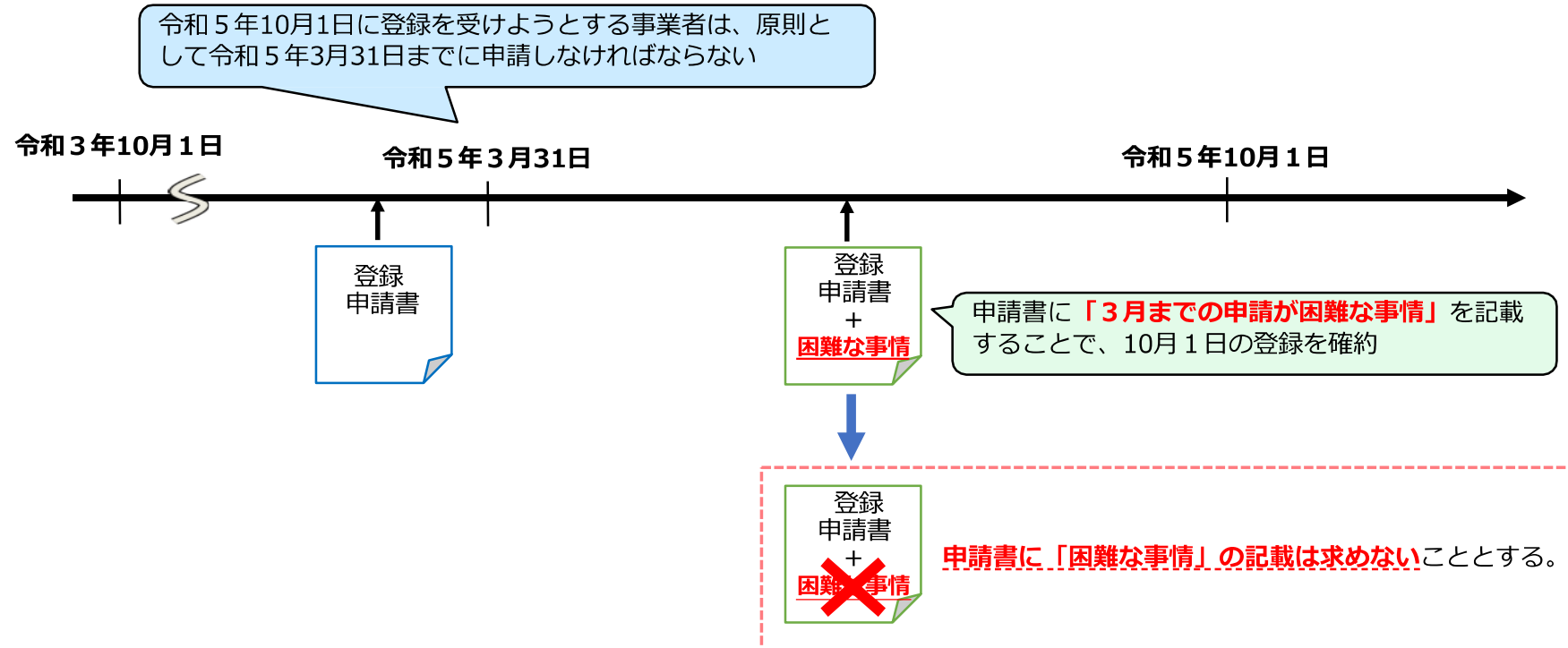
登録申請手続の柔軟化（案）

（現行）

- インボイス制度が開始される令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として令和5年3月末までに申請書を提出しなければならないが、4月以降であっても申請書に3月末までの申請が「困難な事情」を記載することで、10月1日に登録したものと同みなす措置が設けられている。

（対応案）

- 事業者の準備状況にバラつきがあることや、今般、支援措置が追加されたことも踏まえ、あえて申請書に「困難な事情」の記載を求めることはせず、4月以降の登録申請を可能とする対応を行うこととする。



V 納税環境整備

1. 電子帳簿保存制度の見直し

令和 5 年改正大綱

(1) 国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度について、一定の国税関係帳簿に係る電磁的記録の保存等が、国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件等を満たしている場合におけるその国税関係帳簿（以下「優良な電子帳簿」という。）に係る過少申告加算税の軽減措置の対象となる申告所得税及び法人税に係る優良な電子帳簿の範囲を次のとおりとする。

- ① 仕訳帳
- ② 総勘定元帳
- ③ 次に掲げる事項（申告所得税に係る優良な電子帳簿にあつては、二に掲げる事項を除く。）の記載に係る上記①及び②以外の帳簿
 - イ 手形（融通手形を除く。）上の債権債務に関する事項
 - ロ 売掛金（未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含む。）その他債権に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除く。）
 - ハ 買掛金（未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含む。）その他債務に関する事項
 - ニ 有価証券（商品であるものを除く。）に関する事項
 - ホ 減価償却資産に関する事項
 - ヘ 繰延資産に関する事項
 - ト 売上げ（加工その他の役務の給付その他売上げと同様の性質を有するもの等を含む。）その他収入に関する事項
 - チ 仕入れその他経費又は費用（法人税に係る優良な電子帳簿にあつては、賃金、給料手当、法定福利費及び厚生費を除く。）に関する事項

(注) 上記の改正は、令和 6 年 1 月 1 日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用する。

- (2) 国税関係書類に係るスキャナ保存制度について、次の見直しを行う。
- ① 国税関係書類をスキャナで読み取った際の解像度、階調及び大きさに関する情報の保存要件を廃止する。
 - ② 国税関係書類に係る記録事項の入力者等に関する情報の確認要件を廃止する。
 - ③ 相互関連性要件について、国税関係書類に関連する国税関係帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこととされる書類を、契約書・領収書等の重要書類に限定する。
- (注) 上記の改正は、令和6年1月1日以後に保存が行われる国税関係書類について適用する。
- (3) 電子取引（取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいう。以下同じ。）の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、次の見直しを行う。
- ① 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存要件について、次の措置を講ずる。
 - イ 保存義務者が国税庁等の当該職員の質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には検索要件の全てを不要とする措置について、対象者を次のとおりとする。
 - (イ) その判定期間における売上高が5,000万円以下（現行：1,000万円以下）である保存義務者
 - (ロ) その電磁的記録の出力書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力され、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものに限る。）の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている保存義務者
 - ロ 電磁的記録の保存を行う者等に関する情報の確認要件を廃止する。
 - ② 電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかったことについて相当の理由がある保存義務者に対する猶予措置として、申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引につき、納税地等の所轄税務署長が当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかったことについて相当の理由があると認め、かつ、当該保存義務者が質問検査権に基づく当該電磁的記録のダウンロードの求め及び当該電磁的記録の出力書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る。）の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている場合には、その保存要件にかかわらず、その電磁的記録の保存をすることができることとする。
 - ③ 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存への円滑な移行のための宥恕措置は、適用期限の到来をもって廃止する。
- (注) 上記の改正は、令和6年1月1日以後に行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録について適用する。
- (4) その他所要の措置を講ずる。

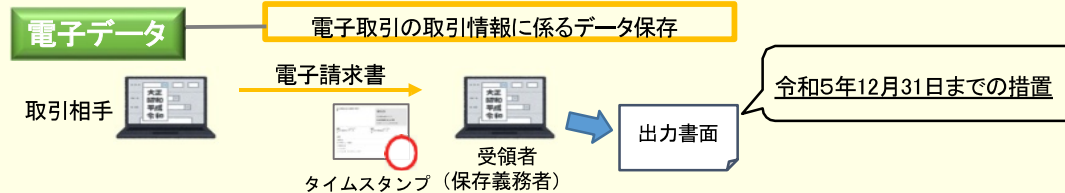
電子帳簿等保存制度の見直し(案)

- 経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、税務情報のデジタル化、優良な電子帳簿の普及・一般化に資する観点から、電子取引の取引情報に係るデータや所得税、法人税、消費税等の帳簿書類を電子的に保存するための手続について、以下の見直しを行う（令和6年1月1日以後適用）。

1 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度の見直し

【現行】

- 申告所得税及び法人税の保存義務者は、電子取引を行った場合には、保存要件に従って、その電子取引の取引情報に係る電磁的記録（データ）を保存しなければならないこととされている。
（注）具体的な、「保存要件」については、「改ざん防止の要件（タイムスタンプ等）」、「検索機能の確保の要件」、「見読可能装置の備付けの要件」等がある。
- 令和5年12月31日までに電子取引を行う場合には、事実上、電子取引の取引情報に係るデータを出力することにより作成した出力書面の保存をもって、そのデータの保存に代えることができることとされている（経過措置）。



【見直し案(1)】システム対応が間に合わなかった事業者等への対応

- 現行の経過措置（令和4年度改正で整備）は、適用期限（令和5年12月31日）の到来をもって廃止。
- システム対応を相当の理由により行うことができなかった事業者については、従前行われていた出力書面の保存に加え、データのダウンロードの求めに応じることができるようにしておけば、検索機能の確保の要件等を不要としてそのデータの保存を可能とする、新たな猶予措置を整備する。

	位置づけ	適用要件	運用上の配慮	保存期間	具体的な適用場面
現行	令和5年12月31日までの経過措置	- 税務署長がやむを得ない事情があると認める場合（保存義務者からの手続は不要）。 - 出力書面の提示・提出の求めに応じることができるようにしておくこと。	事実上出力書面による保存が可能	出力書面について、事実上、税務調査期間の保存が必要	システム対応が間に合わなかった事業者等に適用 ※システム整備する意向がある旨を口頭で回答する必要
改正案	本則（新たな猶予措置）	- 税務署長が相当の理由があると認める場合（保存義務者からの手続は不要）。 - 出力書面の提示・提出及びデータのダウンロードの求めに応じることができるようにしておくこと。	なし ※あくまでも、データの保存が必要	データ及び出力書面について、事実上、税務調査期間の保存が必要	システム対応を相当の理由により行うことができなかった事業者等に適用

【見直し案(2)】電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度における検索機能の確保の要件の見直し

【現行の検索機能の確保の要件】

- ① 次の要件を充足した検索機能を確保しておく必要
 - イ 取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先(記録項目)を検索の条件として設定することができること。
 - ロ 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。
 - ハ 2以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること。
- ② ダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、上記ロ・ハの要件が不要となり、更に「売上高が1千万円以下」である事業者は、全ての検索機能の確保の要件が不要となる。

【見直し案】

- ① ダウンロードの求めへの対応を前提に全ての検索機能の確保の要件が不要となる上記②の売上高基準を「5千万円以下」に引き上げる。
- ② データを出力することにより作成した書面(整然とした形式及び明瞭な状態で出力され、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものに限る。)の提示・提出の求め及びそのデータのダウンロードの求めに応じることができるようにしているときは、検索機能の確保の要件を充足しているものとする(上記①イ～ハの検索要件の確保を不要とする)。

(注) 上記①イの検索条件のうち記録項目について、運用上、取扱いの柔軟化を図る。(スキャナ保存についても同様)

(参考)見直し後の電子取引の取引情報に係るデータ保存方法のイメージ

	対象	検索機能の確保の要件(上記(2)①)	その他の要件
保存方法①	制限なし(原則)	必要 ※見直し案(注)を適用	- 改ざん防止の要件(タイムスタンプ等) - 見読可能装置の備付け等の要件
保存方法② (見直し案(1))	新猶予措置適用者	不要	- 出力書面の保存 - ダウンロードの求めに応じる
保存方法③ (見直し案(2)①)	売上高が「5千万円以下」の事業者	不要	- 改ざん防止の要件(タイムスタンプ等) - 見読可能装置の備付け等の要件 - ダウンロードの求めに応じる
保存方法④ (見直し案(2)②)	制限なし	不要	- 改ざん防止の要件(タイムスタンプ等) - 見読可能装置の備付け等の要件 - 出力書面の保存(日付等ごとに整理必要) - ダウンロードの求めに応じる

2 スキャナ保存制度の見直し

【スキャナ保存制度の概要】

○決算関係書類を除く国税関係書類(取引の相手方から受領した領収書・請求書等)については、以下の要件の下で、スキャナにより記録された電磁的記録の保存により、その書類の保存に代えることを可能とする制度。

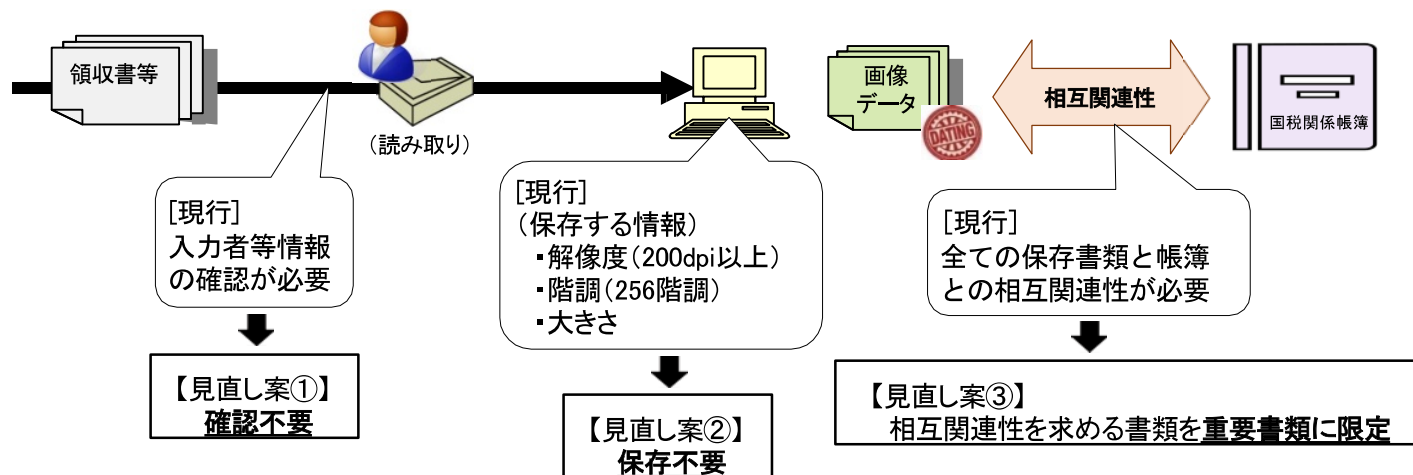
主な要件

- ・入力期間の制限
- ・一定水準以上の解像度及びカラー画像での読み取り
- ・タイムスタンプ付与
- ・バージョン管理(訂正・削除履歴の確保)
- ・入力者等情報の確認
- ・読み取った際の情報(解像度・階調・大きさ)の保存
- ・帳簿との相互関連性
- ・検索機能の確保

【見直し案】

- ① 国税関係書類に係る記録事項の入力(読み取り)を行う者等の情報の確認を不要とする。(電子取引についても同様)
- ② 国税関係書類をスキャナで読み取った際の情報(解像度・階調・大きさ)の保存を不要とする。
- ③ 帳簿の記録事項との間に、相互にその関連性を確認することができるよう求める書類を、『重要書類』(注)に限定する。

(注) 重要書類 = 資金や物の移動に直結・連動する書類。(例) 契約書、領収書、納品書、請求書など
一般書類 = 重要書類以外の書類。(例) 見積書、注文書、検収書など



3 電子帳簿等保存制度の見直し(優良電子帳簿の範囲の見直し)

- 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置の対象帳簿(所得税・法人税)の範囲について、以下の合理化・明確化を行うこととする。

現行	見直し案
仕訳帳、総勘定元帳 <u>その他必要な帳簿</u> (全て) ※「その他必要な帳簿」については、法令に基づき一定の取引に関する事項を記載しなければならないとされている。	仕訳帳、総勘定元帳 <u>その他必要な帳簿</u> 「その他必要な帳簿」については、 <u>以下の記載事項に係るもの(補助帳簿)に限ることとする。</u>

【優良な電子帳簿に位置づけられる「その他必要な帳簿」の取引に関する記載事項(法人税の場合)】

【優良な電子帳簿の対象帳簿の考え方】

申告(課税所得)に直接結びつきやすい経理誤り全体を是正しやすくするかどうかといった観点から以下の帳簿を対象とする。

- 損益計算書に記載する科目については、課税標準や税額の計算に直接影響を及ぼすことを踏まえ、その科目に関する補助帳簿の全て
- 貸借対照表に記載する科目については、損益計算書に記載する科目との関連性が強く、その科目の変動について把握の必要性が高い科目に関する補助帳簿に限定

記載事項	帳簿の具体例
売上げ(加工その他の役務の給付等売上げと同様の性質を有するものを含む。)その他収入に関する事項	売上帳
仕入れその他経費(賃金・給料・法定福利費・厚生費を除く。)に関する事項	仕入帳、経費帳(賃金台帳を除く。)
売掛金(未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含む。)に関する事項	売掛帳
買掛金(未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含む。)に関する事項	買掛帳
手形(融通手形を除く。)上の債権債務に関する事項	受取手形記入帳、支払手形記入帳
その他の債権債務に関する事項(当座預金を除く。)	貸付帳、借入帳、未決済項目に係る帳簿
有価証券(商品であるものを除く。)に関する事項	有価証券受払い簿(法人税のみ)
減価償却資産に関する事項	固定資産台帳
繰延資産に関する事項	繰延資産台帳

(注1) 優良な電子帳簿に位置づけられない「その他必要な帳簿」の取引に関する記載事項の例：現金の出納に関する事項(現金出納帳)、当座預金の預入れ及び引出しに関する事項(当座預金出納帳)、上記以外の資産に関する事項(上記以外の資産台帳)

(注2) 所得税の場合は、費用(経費)に関する事項のうち、雇人費、青色専従者給与額及び福利厚生費(賃金台帳)も優良な電子帳簿の対象とする。

(注3) 上記とあわせて、対象帳簿の範囲を明確化するための運用上の措置を講ずる。

2. 加算税制度の見直し

令和 5 年改正大綱

加算税制度について、次の見直しを行う。

(1) 無申告加算税の割合（現行：15%（納付すべき税額が50万円を超える部分は20%））について、納付すべき税額が300万円を超える部分に対する割合を30%に引き上げる。

（注1）調査通知以後に、かつ、その調査があることにより更正又は決定があるべきことを予知（（2）において「更正予知」という。）する前にされた期限後申告又は修正申告に基づく無申告加算税の割合（現行：10%（納付すべき税額が50万円を超える部分は15%））については、上記の納付すべき税額が300万円を超える部分に対する割合を25%とする。

（注2）上記の納付すべき税額が300万円を超える部分に対する割合について、納付すべき税額が300万円を超えることにつき納税者の責めに帰すべき事由がない場合の適用に関する所要の措置を講ずる。

(2) 過去に無申告加算税又は重加算税が課されたことがある場合に無申告加算税又は重加算税の割合を10%加重する措置の対象に、期限後申告若しくは修正申告（調査通知前に、かつ、更正予知する前にされたものを除く。）又は更正若しくは決定（以下「期限後申告等」という。）があった場合において、その期限後申告等に係る国税の前年度及び前々年度の当該国税の属する税目について、無申告加算税（期限後申告又は修正申告が、調査通知前に、かつ、更正予知する前にされたものであるときに課されたものを除く。）若しくは無申告加算税に代えて課される重加算税（（2）において「無申告加算税等」という。）を課されたことがあるとき、又はその無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認めるときに、その期限後申告等に基づき課する無申告加算税等を加える。

（注）過少申告加算税、源泉徴収等による国税に係る不納付加算税及び重加算税（無申告加算税に代えて課されるものを除く。）については、上記の見直しの対象としない。

(3) その他所要の措置を講ずる。

（注）上記の改正は、令和 6 年 1 月 1 日以後に法定申告期限が到来する国税について適用する。

高額な無申告に対する無申告加算税の割合の引上げ（案）

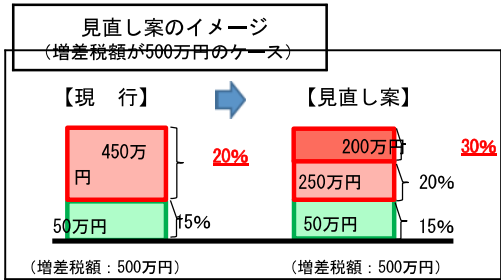
【現行制度】

○期限後申告書の提出や決定等があった場合には、納税者に対し、その申告、更正又は決定に基づいて納付すべき税額に15%（納税額（増差税額）が50万円を超える部分は、20%）の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課することとされている。

【見直し案】

- 申告納税制度の根幹を揺るがす重大な違反である無申告行為のうち善良な納税者の公平感を特に損なう恐れのあるものを未然に抑止する観点から、社会通念に照らして申告義務を認識していなかったとは言い難い規模の高額無申告について、納税額（増差税額）が300万円を超える部分のペナルティとして無申告加算税の割合を30%に引き上げることとする。
- 上記のペナルティについては、高額無申告を発生させたことについて納税者の責めに帰すべき事由がない場合には適用しないこととする。

増差税額	50万円以下	50万円超～300万円以下	300万円超
現 行	15%	20%	
見直し案	同 上	同 上	30%（注1）



（注1）高額無申告を発生させたことについて納税者の責めに帰すべき事由がない場合（例えば、相続税事案で、本人に帰責性がない場合（他の相続人の財産が事後的に発覚した場合））については、20%となる。

（注2）令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用する。

（参考①）加重対象となる無申告規模（単年）のイメージ（例）

	加重対象となる無申告規模（単年）	（参考）無申告の調査事案における平均的な無申告規模（単年）
所得税	売上約2,300万円・所得約1,400万円以上	売上約1,600万円・所得約960万円
法人税	売上約2,700万円・所得約1,600万円以上	売上約1,300万円・所得約800万円
消費税	課税売上5,500万円以上	（個人）課税売上約2,300万円 （法人）課税売上約2,500万円
相続税	相続財産約1億3,500万円以上	課税価格約8,300万円

※ 国税庁調べ。
※ 一定の仮定の下、推計により算出。

（参考②）R2.7月～R3.6月の調査事案における増差税額の状況（件数・構成割合）

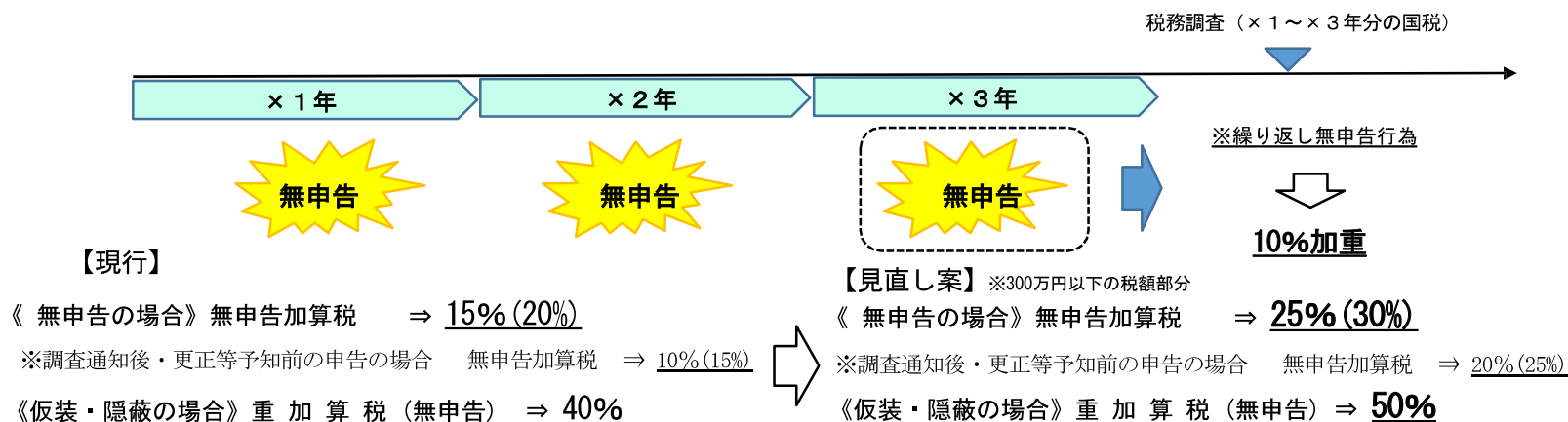
	増差税額300万円超
所得税	377件（0.7%）
法人税	34件（0.1%）
消費税（個人）	84件（0.4%）
消費税（法人）	249件（0.5%）
相続税	308件（3.2%）

※ 国税庁調べ。
※ 調査1年分を1件とカウント。

一定期間繰り返し行われる無申告行為に対する無申告加算税等の加重措置の整備（案）

- 現行の加算税率は、無申告行為を繰り返し行う者について一度に是正する場合には、無申告行為が繰り返された回数にかかわらず一律であるため、意図的に「無申告行為」を繰り返す者に対する牽制効果は限定的。
- そのため、繰り返し行われる悪質な無申告行為を未然に抑止し、自主的に申告を促し、納税コンプライアンスを高める観点から、前年度及び前々年度の国税について、無申告加算税（注2）又は無申告重加算税を課される者が行う更なる無申告行為に対して課される無申告加算税（注2）又は無申告重加算税を10%加重する措置を整備する。

（注）過去5年以内に無申告加算税等を課された者が再び「無申告又は仮装・隠蔽」に基づく修正申告書の提出等を行った場合に課される無申告加算税等の加重措置のいずれかが適用。



○短期間に繰り返し行われた無申告行為の具体的事例

（表記は、調査により把握された申告漏れ所得金額）

	業 種	×1年	×2年	×3年
事例1（無申告）	事業者（飲食店経営）	1600万円	1900万円	1600万円
事例2（無申告）	会社員（暗号資産）	100万円	5100万円	1億4000万円
事例3（無申告重加）	事業者（風俗店経営）	3300万円	2500万円	2300万円

（注1） 過少申告加算税、不納付加算税及び重加算税（過少・不納付）については、上記の見直しの対象外。

（注2） 調査通知がある前に申告が行われた場合に課される無申告加算税については、上記の見直しの対象外。

（注3） 令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用する。